

仙北市
公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

令和 6 年 3 月改訂

目次

第1章 公共施設等総合管理計画とは

1. 公共施設等総合管理計画の策定に当たって	2
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画期間	5
4. 対象範囲	6
5. 取組体制	7

第2章 仙北市の現状

1. 位置・面積	10
2. 人口動向	11
3. 財政状況	13
4. 対象施設	15
5. 更新費用試算	18
6. 対象施設の現状と課題	23

第3章 公共施設等総合管理計画の基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	27
2. 実施方針	31
3. 推進体制	40

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針	42
2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針	67
3. 企業会計施設の管理に関する基本的な方針	69
4. 土地の管理に関する基本的な方針	72

第5章 今後の取り組み

1. 全体を通しての課題と取り組みの方向性	74
-----------------------------	----

第1章

公共施設等総合管理計画とは

- ▶ 1. 公共施設等総合管理計画の策定に当たって
- ▶ 2. 計画の位置づけ
- ▶ 3. 計画期間
- ▶ 4. 対象範囲
- ▶ 5. 取組体制

1. 公共施設等総合管理計画の策定に当たって

(1) 策定の背景と目的

これまで我が国においては、高度経済成長期の急激な人口増加や国民需要などに応じて、学校教育施設・公営住宅・図書館などの多くの「公共施設」や道路・上下水道などの「インフラ」といった公共施設等の整備が進められ、現在、当時建設された多くの公共施設、インフラが老朽化し更新の時期を迎えています。

一方、財政面では、少子高齢化の進展に伴う国民需要の変化から、社会保障関係経費が増加の一途をたどっており、特に地方が単独で実施する施策に必要な財源の確保には、投資的経費や人件費の抑制によって得られる一般財源の剰余によって対応してきました。しかし、今後も継続してこの対応が可能である保障はなく、地方財政全般を取り巻く環境がより厳しいものになる可能性がある現下の情勢を踏まえれば、施設等の数・規模を保った上で耐震性などの安全性の確保まで考慮した維持補修・改修・更新を行うための財源を十分に確保していくことは非常に困難であるといえます。さらに、人口における年齢構成が変化していくことで公共施設等の利用需要の量・質が共に変化していくことが見込まれています。

これらの本市が置かれた状況を踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現に向けて取り組むことが必要とされています。また、この問題を財政上の問題として、単に施設の総量縮減やコスト低減のみで対処するのではなく、地方公共団体の経営とまちづくりを再考する好機と捉えるべきであり、公共施設等の建設・維持・運営に関する民間の資金活用（PFI）や官民連携（PPP）の推進など、いかにして持続可能で豊かなまちを形成していくのか、その手法が問われているともいえます。

平成 25(2013)年 6 月 14 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」では、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」との認識が示され、これを受けて国では、平成 25(2013)年 11 月「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成 28(2016)年度までに各府省庁においてはインフラ長寿命化計画（行動計画）の策定と個別施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定が求められました。また地方公共団体についても、平成 26(2014)年 4 月 22 日に総務大臣から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」が各地方公共団体へ通知されると同時に、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針等を内容とする「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。

この要請を受けて、本市でも、公共施設等の管理・まちづくり・国土強靱化の観点から、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立ち、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための基本的な方針等を示すものとして「仙北市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」といいます。）を平成 29(2017)年 3 月に策定しました。計画策定から数年経過し国の要請項目が追加されたことや計画策定後の本市の取り組みを踏まえ、本計画の一部改訂を行うものです。

【一部改訂の概要】

- ◇平成29(2017)年3月策定の主な内容
- ・計画期間—平成28(2016)年度から令和27(2045)年度(30年間)
 - ・総量目標—公共施設の総延床面積
平成28(2016)年度の総延床面積の233,082㎡を令和28(2046)年度までに150,000㎡に削減(約35%減)
- ◇令和5(2023)年度改訂の主な内容 ※令和5(2023)年3月31日基準日
- ・(第2章)2.人口動向(1)人口の推移、(2)将来人口の見通しを更新
 - ・(第2章)3.財政状況(1)歳入、(2)歳出の実績年度を追加
 - ・(第2章)4.対象施設(3)施設の現状を施設数・延床面積の推移として追加
 - ・(第2章)4.対象施設(4)これまでに実施した対策等の主な実績(施設名)を追加
 - ・(第2章)5.更新費用試算(2)試算結果に個別施設計画等に基づく対策を反映した費用の見込みを追加、(3)事業費の実績及び充当可能な財源の見込みを追加
 - ・(第2章)6.対象施設の現状と課題(3)公共施設等の有形固定資産減価償却率の推移を追加
 - ・(第3章)2.実施方針(5)長寿命化の実施方針に③PDCAサイクルの推進方針を追加
 - ・(第3章)2.実施方針(6)ユニバーサルデザインの推進方針を追加
 - ・(第3章)2.実施方針(7)脱炭素化の推進方針を追加
 - ・(第3章)2.実施方針(8)地方公会計(固定資産台帳)の活用を追加
 - ・(第3章)2.実施方針(9)保有する財産未利用資産等の活用や処分に関する基本方針を追加

(2) ファシリティマネジメントの導入

市民とともに将来のまちづくりを進めるという基本理念の下で本計画を策定します。

本計画策定は、市の将来ビジョンを実現するための第一歩となるものです。

公共・公用施設やインフラは一つ一つ個別に独立して管理するのではなく、公共施設等全体を捉えて戦略的に管理していくべきものです。本市の公共施設等の管理では、公共施設等に対する合理的な総合管理手法であるファシリティマネジメント(以下「FM」といいます。)の手法を導入します。FMとは、組織が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画・管理・活用する経営活動であり、本市では次の事項を推進します。

1. 全庁横断的な推進体制の確立
2. 継続的な検証と見直し
3. 総合的な計画立案と着実な進捗管理

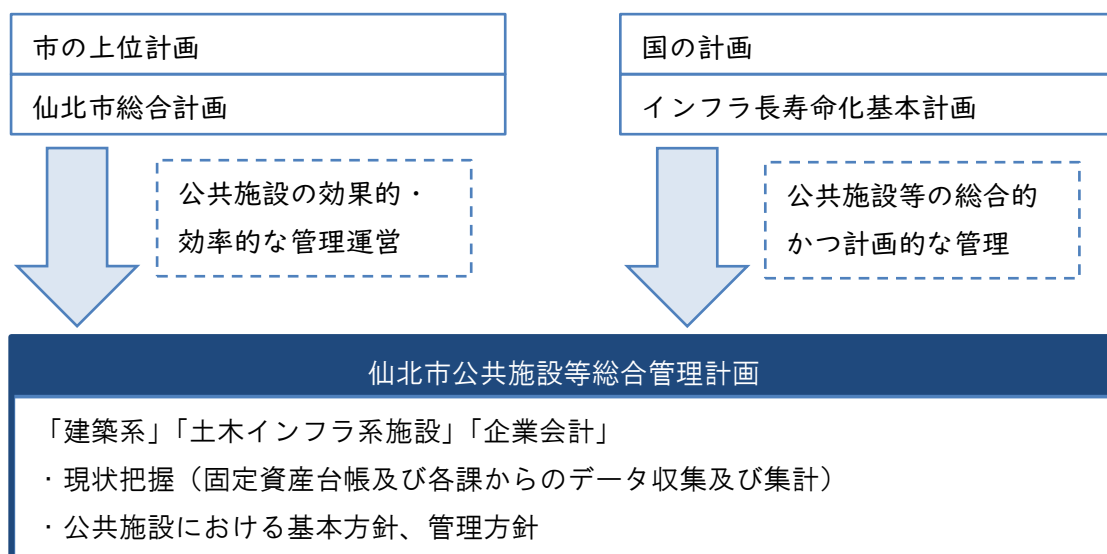
FMでは公共施設等全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」についてその在り方を考えます。FMの活用により、公共施設等を利用する市民、運営する市、公共施設等の関係者の満足度が向上します。

※ファシリティマネジメント(FM)とは、
「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」と定義しており、単に手法という範疇から、より広くFMを経営的視点に立った総合的な活動として捉えています。

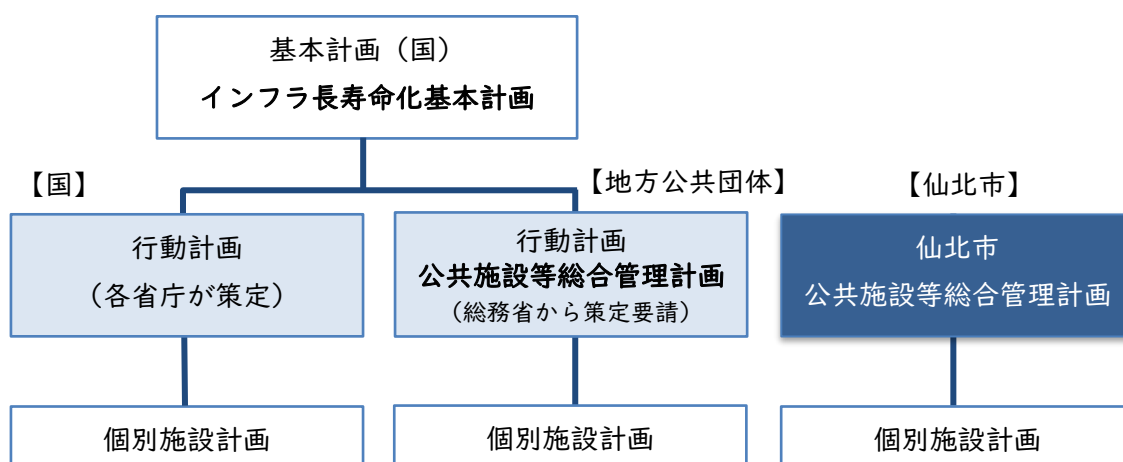
出典：公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会(JFMA)

(3) 公共施設等総合管理計画の概要

FM手法の導入方法の検討を行うとともに、国からの策定要請に沿った計画を策定します。



本計画は、本市の公共施設等に係る管理全般にわたる方針を記載の上、施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方を示します。建築系公共施設等の個別施設計画は、その策定に当たって本計画の方針と整合性を保つよう十分に配慮しながら、各施設個別の管理方針をまとめた計画です。平成30(2018)年3月に第1期個別施設計画を策定し、令和3(2021)年3月に除却・転用・譲渡・大規模改修等の維持管理以外の取扱をする施設の見直しをしています。



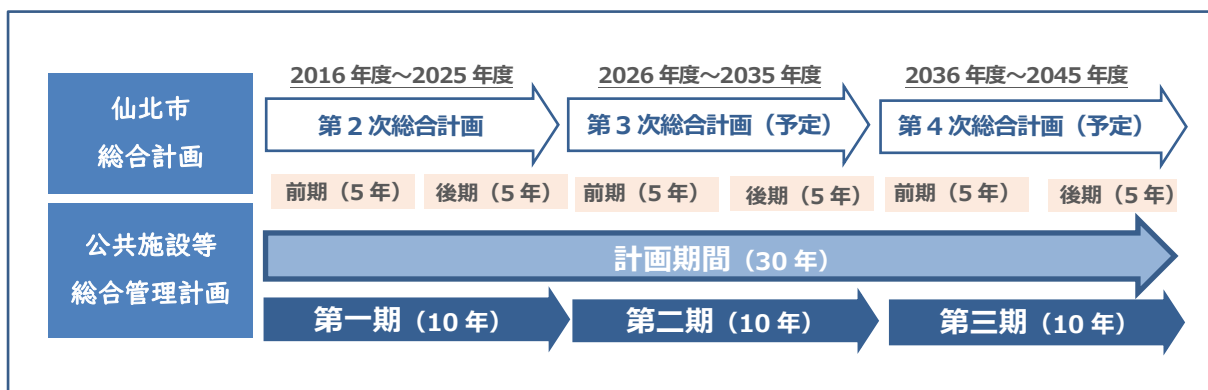
2. 計画の位置づけ



3. 計画期間

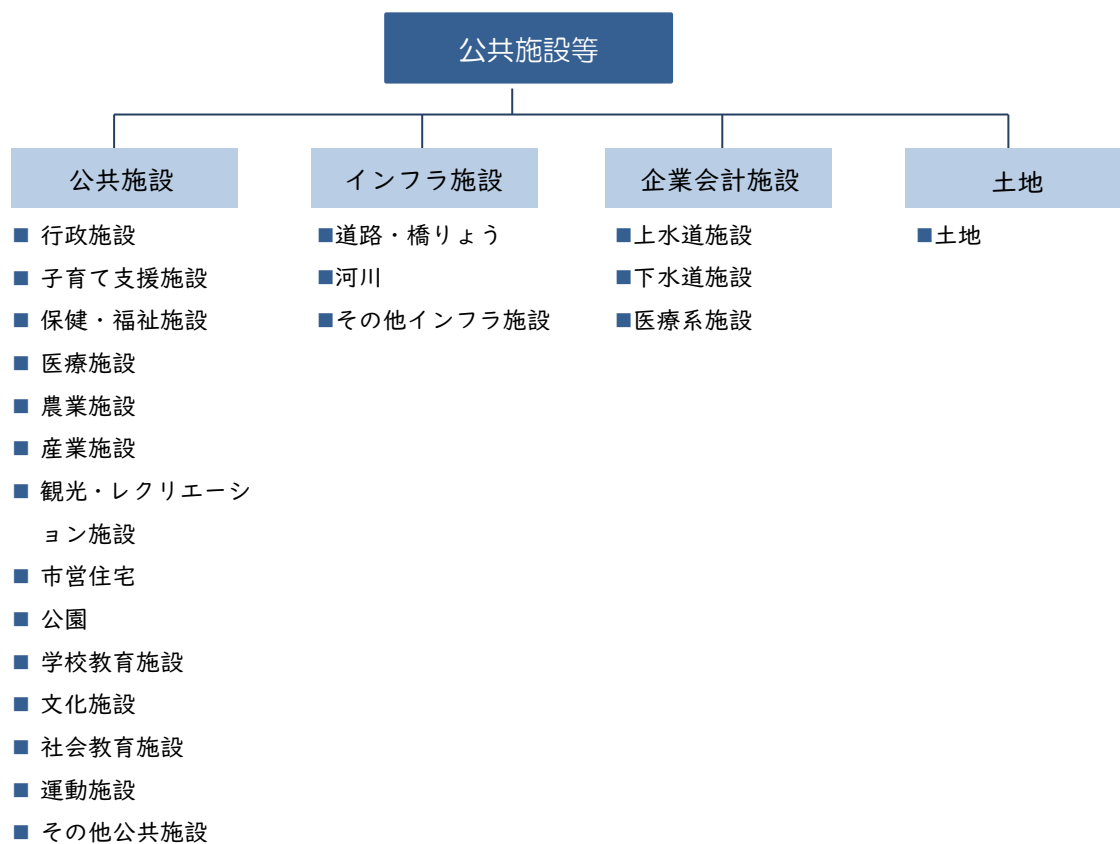
本計画は、公共施設等のライフサイクルが数十年にわたり、その維持管理等において中長期的な展望が不可欠であることから、計画期間を平成 28(2016)年度から令和 27(2045)年度までの 30 年間とします。また財政状態や国・地方の社会情勢などの本市を取り巻く環境の変化に応じて、仙北市総合計画と歩調を合わせて見直しを図ります。

なお、30 年間という超長期の視点に立ち、本市が所有する公共施設等の総数・総量やその配置について全体最適を目指すことを前提とした上で、公共施設等の目的・性質や地域事情に合わせた個別最適の実現に可能な限り配慮します。



4. 対象範囲

本計画は、原則として本市が所有する全ての公有財産（不動産）を対象とします。



5. 取組体制

公共施設等の所管課等の横断的・一元的な管理を行い、施設を効率的に維持管理することを目的とする公共施設等マネジメント（Public Facility Management。以下「PFM」といいます。）推進体制を構築します。

本計画の推進に当たっては、全体を把握し一元的に管理する組織として「管財課」が統括します。

PFMにおける管財課の機能・役割

- ① 戦略、計画の決定
- ② PFMに関する規定等の整備
- ③ 全庁横断的・一元的な管理監督
- ④ 所管課等間の調整
- ⑤ 成果の検証と改善策の検討
- ⑥ トップマネジメントによる意志決定のための助言・補助

次頁図表の上段（マトリクス図）は、PFMの組織構成を示します。下段（ハイアラーキ図）はPFMを統括する管財課の機能を示します。

なお、本体制は次の項目に取り組みます。

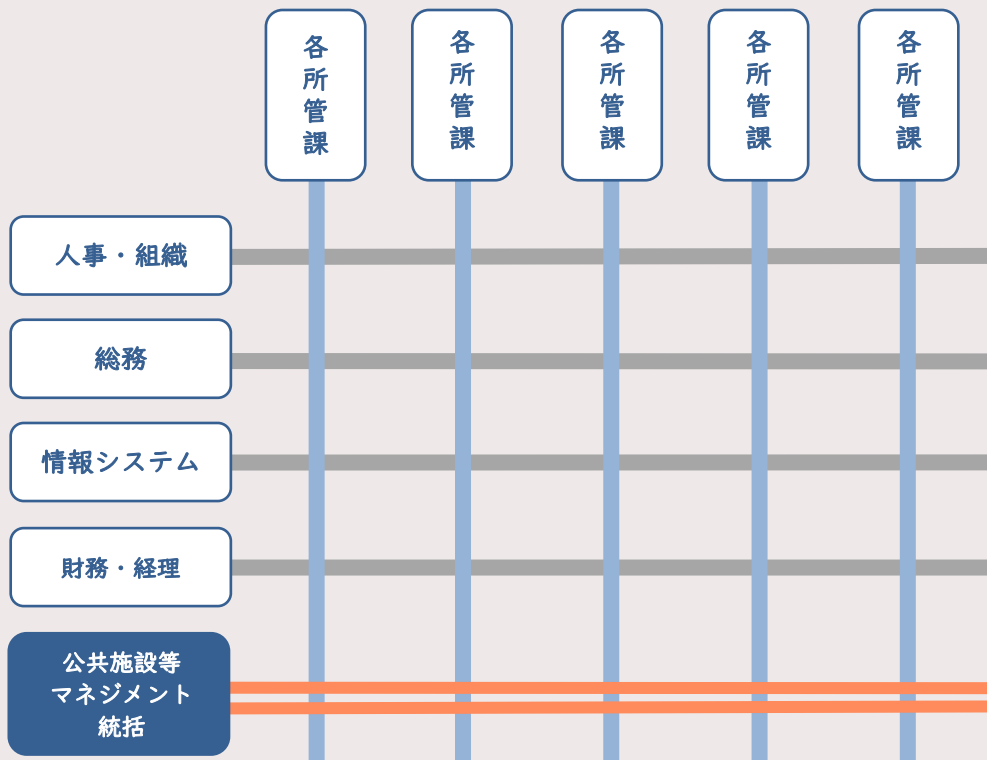
■市民との協働

市民と行政の相互理解や共通認識の醸成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

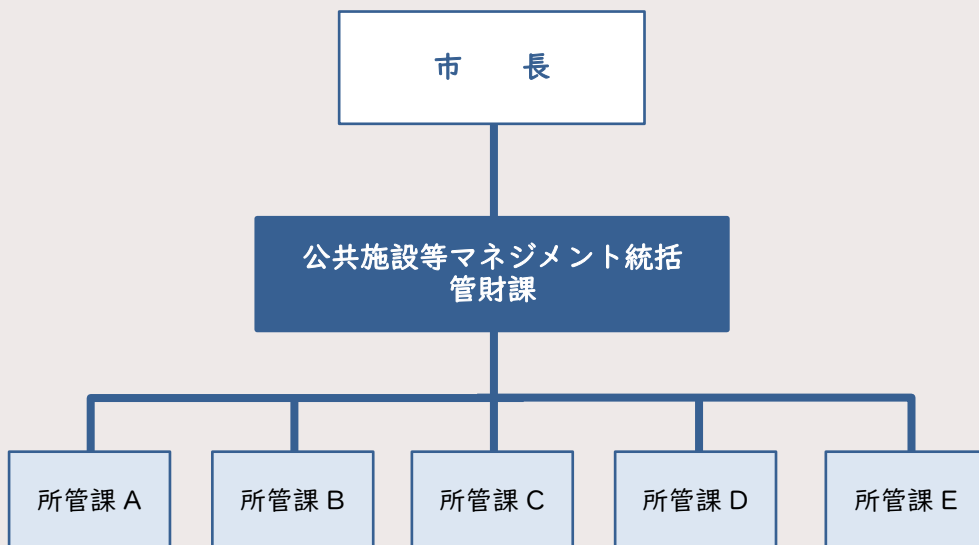
■職員の意識改革

職員の一人一人がPFM導入の意義を理解し、マネジメント意識をもって取り組み、市民サービスの向上に努めます。

<組織の位置づけ>



<公共施設等に関する機能>



第2章

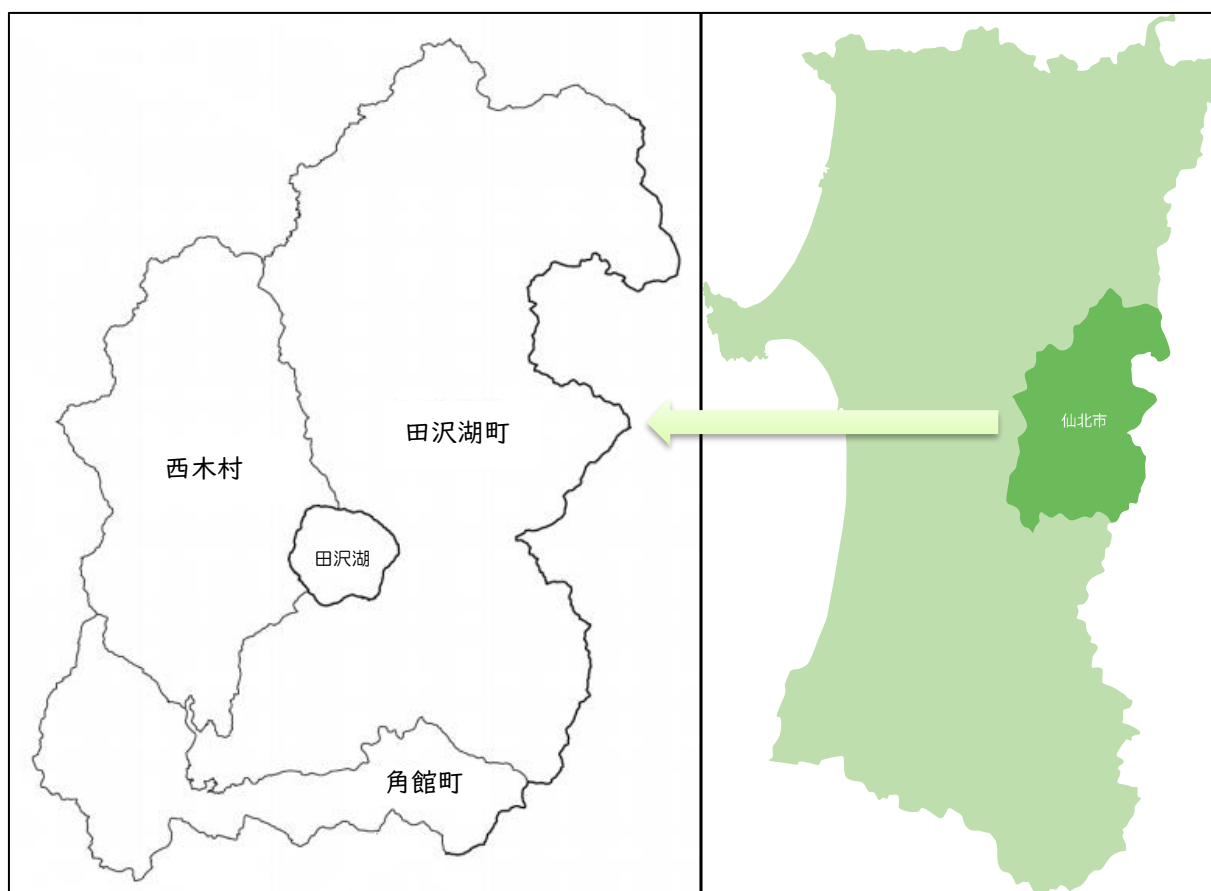
仙北市の現状

-  1. 位置・面積
-  2. 人口動向
-  3. 財政状況
-  4. 対象施設
-  5. 更新費用試算
-  6. 対象施設の現状と課題

1. 位置・面積

平成 17(2005)年 9 月 20 日に旧田沢湖町、旧角館町、旧西木村が合併し本市が新設されました。

秋田県の東部中央に位置し、北は鹿角市、北秋田市、西は秋田市、南は大仙市、東は岩手県八幡平市、岩手県岩手郡雫石町、岩手県和賀郡西和賀町に隣接しています。市のほぼ中央に水深が日本一(423.4m)の田沢湖があり、東に秋田駒ヶ岳、北に八幡平、そして南は仙北平野へと開けています。



気候は年平均気温が9℃前後で、冬季には全域で平均気温が氷点下を下回り、降雪量も1~2mにもなる厳しい気候となっています。また気温、降水量共に市の南北で較差があります。

市の交通は、秋田市と岩手県盛岡市を結ぶ国道46号、秋田県央を縦断する国道105号、田沢湖地区から鹿角市へと抜ける国道341号が通っています。また、市には角館駅と田沢湖駅の2つの新幹線乗降駅があり、平成9(1997)年に秋田新幹線が開通して以来、多くの旅行者が本市を訪れています。

■位置：北緯39度42分00秒／東経140度43分50秒

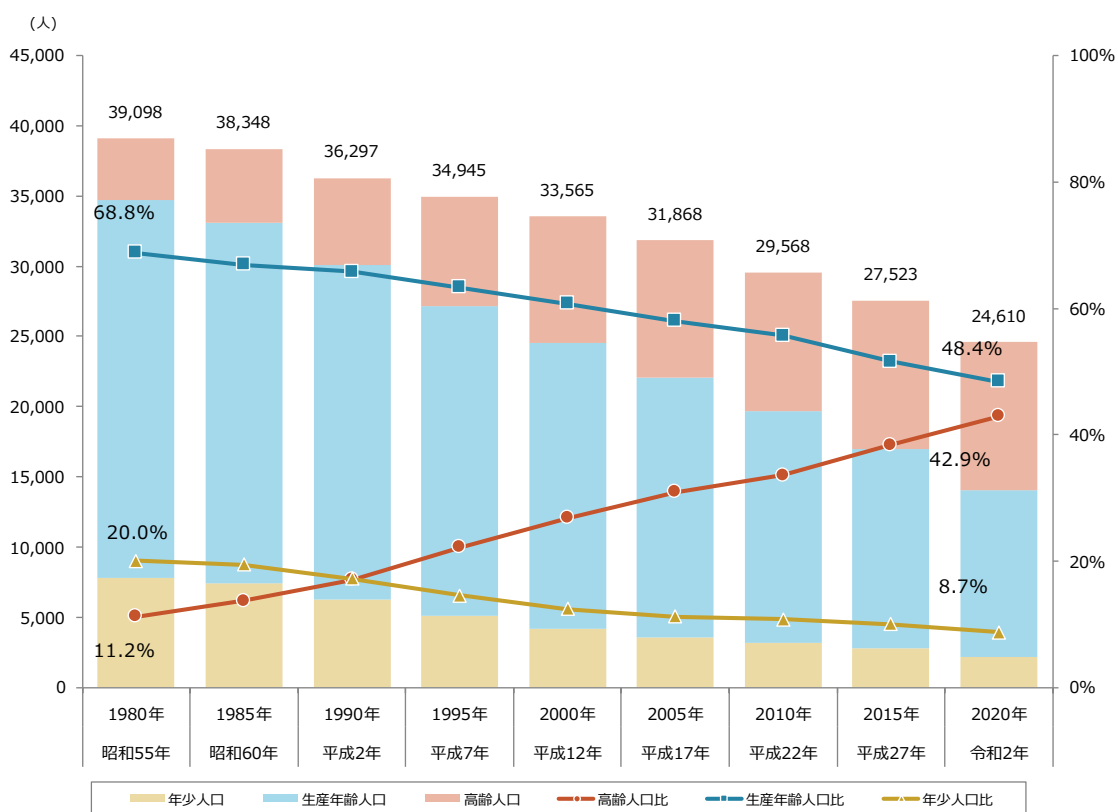
■面積：1,093.56 km²

2. 人口動向

(1) 人口の推移

本市の総人口は、昭和55(1980)年の39,098人から減少の一途をたどっており、平成22(2010)年には29,568人と3万人を割り込み、令和2(2020)年には24,610人まで減少しています。

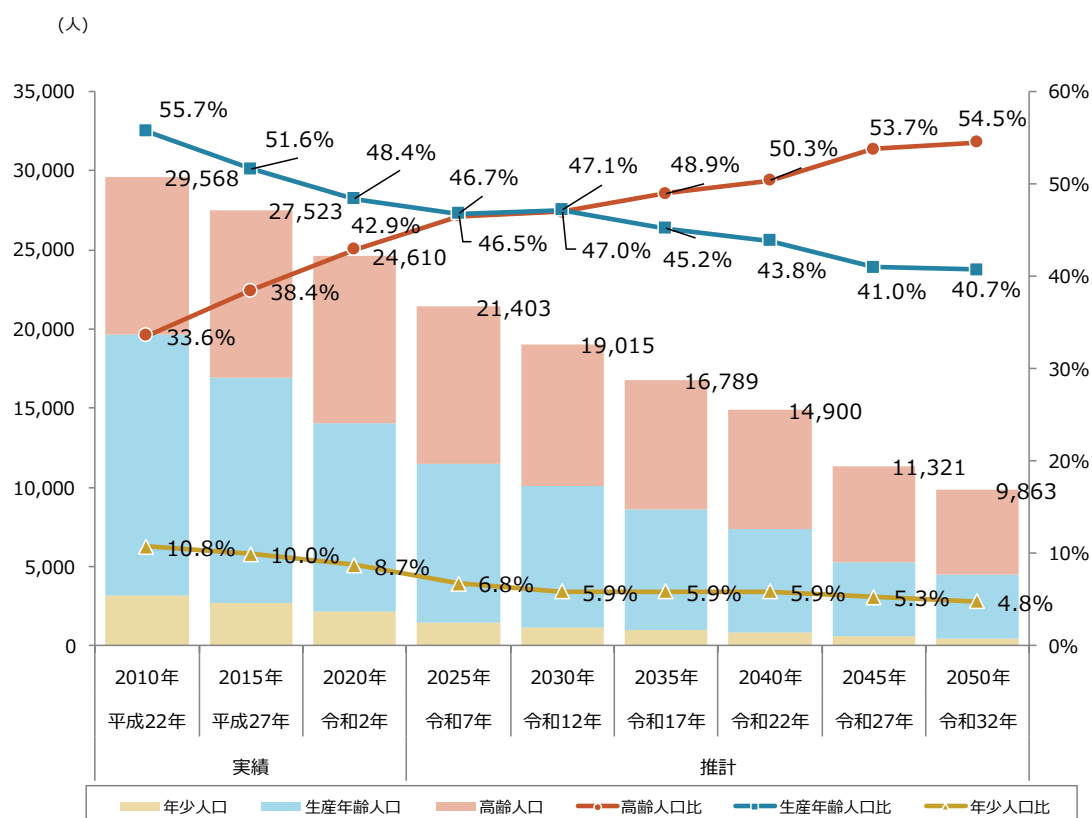
年齢3区分別の割合をみると、平成2(1990)年に年少人口(0~14歳)と高齢人口(65歳以上)の割合がほぼ並び、少子高齢化の急速な進展がうかがえます。年少人口比が昭和55(1980)年の20.0%から令和2(2020)年は8.7%に減少している一方、高齢人口比は昭和55(1980)年の11.2%から令和2(2020)年には48.4%に増加しています。



参考：国勢調査（人口等基本集計結果）

(2) 将来人口の見通し

平成 27(2015)年以降の人口減少は更に加速し、一層の少子高齢化が進むことが推計されています。国立社会保障・人口問題研究所の令和 5 年推計によると、本市の将来人口は令和 32(2050)年に 11,201 人になるとされていますが、仙北市独自の推計（10 地区に分けて推計を行った数値を積み上げたもの）では、1 万人を切ると推計されています。



参考：仙北市人口ビジョン別冊

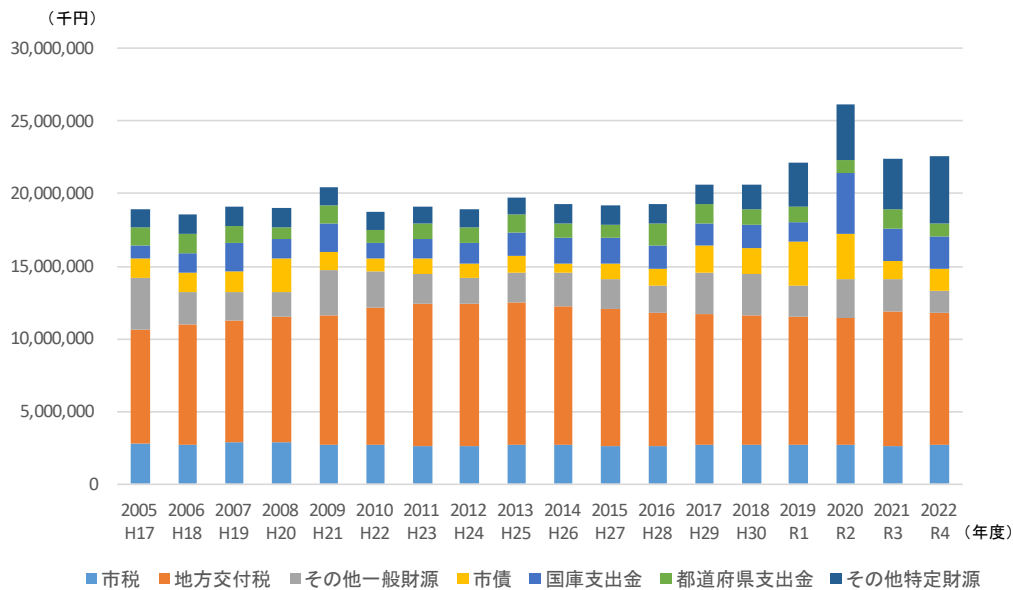
3. 財政状況

(1) 歳入

本市の歳入総額は、年度により増減があるものの200億円前後で推移しています。

歳入のうち地方交付税が占める割合は増加しています。一方、市税は平成17(2005)年度の約28.3億円から、令和4(2022)年度には約27.3億円まで減少し、歳入に占める割合が低下しています。

市全体の人口が減少していくとともに労働力人口が減少することで、より一層市税収入が減少することが見込まれます。さらに、人口減少に伴い市の財政規模が縮小していくことで地方交付税の額が次第に減少していく可能性もあります。



資料：仙北市地方財政状況調査 05 表

		歳入の推移 (単位：千円)									
年度		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	
項目		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
市税		2,834,591	2,735,482	2,908,188	2,843,166	2,718,206	2,681,755	2,631,152	2,616,046	2,679,536	
地方交付税		7,764,431	8,246,921	8,311,931	8,649,079	8,937,661	9,486,771	9,776,842	9,808,215	9,836,078	
その他一般財源		3,576,176	2,220,798	2,006,389	1,736,438	3,052,381	2,488,843	2,082,835	1,802,261	2,057,431	
市債		1,346,800	1,338,800	1,426,300	2,266,739	1,287,197	848,300	1,056,975	986,100	1,168,965	
国庫支出金		915,059	1,355,650	1,912,311	1,378,628	1,920,869	1,140,789	1,359,313	1,409,118	1,560,362	
都道府県支出金		1,202,958	1,325,948	1,190,903	824,948	1,236,804	860,807	1,062,189	1,056,514	1,240,548	
その他特定財源		1,279,114	1,387,072	1,307,532	1,274,384	1,254,583	1,263,066	1,160,455	1,210,612	1,171,633	
歳入合計		18,919,129	18,610,671	19,063,554	18,973,382	20,407,701	18,770,331	19,129,761	18,888,866	19,714,553	

年度		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
項目		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
市税		2,678,434	2,614,521	2,640,343	2,712,316	2,723,836	2,703,846	2,680,327	2,643,678	2,730,172
地方交付税		9,520,819	9,477,602	9,173,765	8,956,552	8,866,892	8,851,443	8,727,120	9,227,960	9,042,840
その他一般財源		2,382,861	1,982,066	1,813,429	2,851,450	2,879,300	2,074,324	2,699,476	2,245,555	1,566,410
市債		620,054	1,143,900	1,178,000	1,867,200	1,787,000	3,080,800	3,153,934	1,277,400	1,453,733
国庫支出金		1,769,091	1,705,690	1,615,803	1,560,911	1,586,699	1,346,261	4,159,485	2,151,920	2,234,768
都道府県支出金		969,348	933,935	1,499,412	1,336,382	1,076,938	1,056,817	886,236	1,384,081	924,181
その他特定財源		1,326,404	1,307,643	1,382,461	1,345,836	1,737,734	3,055,165	3,842,636	3,494,260	4,662,769
歳入合計		19,267,011	19,165,357	19,303,213	20,630,647	20,658,399	22,168,656	26,149,214	22,424,854	22,614,873

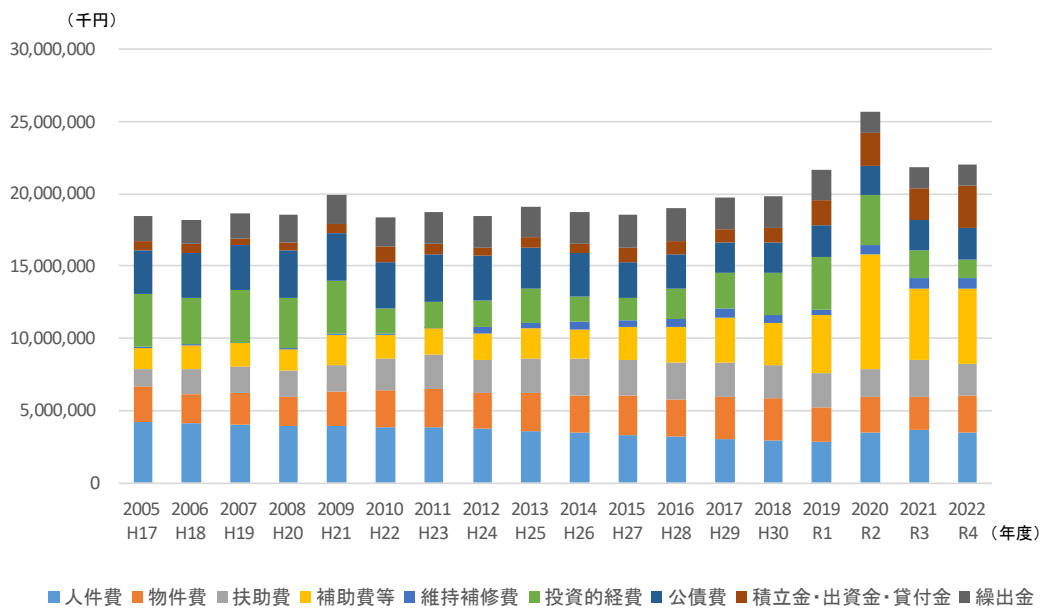
資料：仙北市地方財政状況調査 05 表

(2) 歳出

本市の歳出について、人件費は平成17(2005)年度が約41.7億円だったものが令和4(2022)年度には約34.7億円まで減少しています。扶助費は平成17(2005)年度の約12.1億円から令和4(2022)年度の約21.6億円へと2倍近くに、補助費は、平成17(2005)年度の約14.8億円から令和4(2022)年度に約52.3億円へと3倍以上に増加しています。

今後想定される高齢人口の増加により、社会保障関係経費の増加が見込まれ、扶助費等の更なる増加につながると考えられます。

また維持補修費は平成27(2015)年度が約5.2億円、令和4(2022)年度が約6.9億円と増加しています。



資料：仙北市地方財政状況調査 14 表

(単位：千円)

年度	歳出の推移									
	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	
人件費	4,170,945	4,079,426	4,042,198	3,948,562	3,957,782	3,870,612	3,881,642	3,727,462	3,605,687	
物件費	2,498,296	2,060,839	2,161,849	1,989,406	2,318,756	2,484,615	2,637,939	2,470,345	2,608,941	
扶助費	1,207,946	1,758,760	1,796,934	1,840,213	1,887,455	2,221,914	2,312,787	2,339,611	2,412,598	
補助費等	1,476,458	1,610,532	1,647,551	1,496,788	2,082,850	1,689,057	1,830,638	1,832,269	2,044,060	
維持補修費	104,843	55,274	58,022	58,424	62,374	64,301	58,751	390,420	416,325	
投資的経費	3,635,387	3,240,742	3,603,754	3,475,111	3,700,336	1,729,705	1,809,949	1,825,987	2,367,318	
公債費	3,006,617	3,094,707	3,151,713	3,250,802	3,248,847	3,246,426	3,273,371	3,116,731	2,814,727	
積立金・出資金・貸付金	651,255	599,446	474,833	562,298	685,154	1,078,516	740,647	595,879	716,514	
繰出金	1,705,711	1,676,318	1,714,791	1,944,993	1,974,433	1,987,135	2,161,439	2,190,153	2,141,849	
合計	18,457,458	18,176,044	18,651,645	18,566,597	19,917,987	18,372,281	18,707,163	18,488,857	19,128,019	

年度	歳出の推移									
	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	
人件費	3,456,721	3,333,848	3,200,108	2,975,198	2,896,729	2,810,082	3,433,018	3,689,027	3,465,064	
物件費	2,607,998	2,692,587	2,582,807	2,970,526	2,940,357	2,437,236	2,506,634	2,237,761	2,583,087	
扶助費	2,527,209	2,498,666	2,530,990	2,374,317	2,344,160	2,327,827	1,959,657	2,555,678	2,162,941	
補助費等	2,032,833	2,229,630	2,450,284	3,132,137	2,903,061	4,050,149	7,937,180	4,994,617	5,232,324	
維持補修費	543,157	523,204	538,318	640,796	548,731	319,013	622,899	679,421	687,032	
投資的経費	1,697,053	1,504,586	2,179,646	2,402,132	2,870,374	3,720,005	3,432,958	1,947,687	1,342,657	
公債費	3,083,179	2,487,412	2,291,634	2,159,324	2,122,264	2,144,956	2,079,896	2,085,071	2,153,431	
積立金・出資金・貸付金	619,638	1,021,941	937,523	906,381	1,040,337	1,735,217	2,283,318	2,189,331	2,921,658	
繰出金	2,204,042	2,290,637	2,277,154	2,184,473	2,212,736	2,130,201	1,461,667	1,485,958	1,515,294	
合計	18,771,830	18,582,511	18,988,464	19,745,284	19,878,749	21,674,686	25,717,227	21,864,551	22,063,488	

(注) 統計上の取り扱いの変更により、H24年度決算から除排雪に要した経費を維持補修費に計上しています。

資料：仙北市地方財政状況調査 14 表

4. 対象施設

(1) 対象施設

原則として本市が所有する全ての公有財産（不動産）を対象とします。

(2) 施設の分類

更新費用を試算するに当たって、本市の所有する建築系公共施設を下表のとおり分類します。

対象施設の分類表 ※廃止・移譲・除去した施設は、削除されています。

大分類	中分類	小分類（注）
行政施設	庁舎等	市役所庁舎
	消防施設	ポンプ庫
	その他の施設	除雪センター
子育て支援施設	保育園	保育園
	児童館	児童館
保健・福祉施設	高齢福祉施設	にしき園
	保健施設	健康管理センター・健康増進センター
医療施設	医療施設	診療所
農業施設	農業施設	大覚野牧場・堆肥センター
産業施設	産業施設	角館中心市街地活性化支援センター・むらっこ物産館
観光・レクリエーション施設	観光施設・レクリエーション施設	観光情報センター・田沢湖キャンプ場・かたまえ山森林公園・花葉館・紙風船館・思い出の渦分校・田沢湖クニマス未来館
	保養施設	西木温泉ふれあいプラザクリオン・市民浴場東風の湯
市営住宅	市営住宅	市営住宅
公園	公園	生保内公園管理棟・桧木内川河川公園管理棟
学校教育施設	学校	小学校・中学校
	その他教育施設	総合給食センター
文化施設	集会施設	コミュニティセンター・公民館・集落センター
	文化施設	市民会館
社会教育施設	図書館	図書館・総合情報センター
	博物館等	角館町平福記念美術館・山の幸資料館
運動施設	運動施設	野球場・市民体育館・武道館
その他公共施設	その他	斎場

（注）小分類に記載されている施設は例示のため、必ずしも全ての施設が記載されているものではありません。

(3) 施設数・延床面積の推移

建築系公共施設に係る延床面積の全体に占める割合は、平成 28(2016)年度は、学校教育施設(28.3%)、運動施設(19.9%)、文化施設(10.4%)が高くなっていましたが、令和 4(2022)年度は、学校教育施設(26.1%)、運動施設(19.6%)、文化施設(11.4%)となっています。

大分類	平成 28(2016)年度		令和 4(2022)年度	
	施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)
行政施設	95	16,351	93	21,909
子育て支援施設	14	6,806	8	2,628
保健・福祉施設	12	8,649	8	6,650
医療施設	5	1,383	4	1,173
ごみ・し尿処理施設	5	11,357	0	0
農業施設	1	628	2	3,594
産業施設	5	3,681	5	3,681
観光・レクリエーション施設	25	17,945	27	19,288
市営住宅	16	17,135	16	16,644
公園	18	865	18	889
学校教育施設	37	65,937	32	61,795
文化施設	21	24,151	23	27,037
社会教育施設	10	9,791	9	9,480
運動施設	16	46,349	16	46,345
その他公共施設	20	2,054	16	15,602
合計	300	233,082	277	236,715

(4) これまでに実施した対策等の主な実績(施設名)

年度	施設名
平成29年度 (2017)	<p>【新築】田沢湖クニマス未来館</p> <p>【譲受】思い出の潟分校</p> <p>【除却】東前郷児童館、角館総合技能センター、旧角館町老人福祉センター、市営住宅(武蔵野団地)</p>
平成30年度 (2018)	<p>【新築】堆肥センター</p> <p>【除却】旧にこにこ幼稚園、角館保健センター、角館中学校プール、田沢湖郷土史料館、市営住宅(田中住宅)</p>
平成31・令和元 年度 (2019)	<p>【新築】総合給食センター</p> <p>【譲渡】環境保全センター、汚泥再生処理センター、角館一般廃棄物最終処分場、田沢湖一般廃棄物最終処分場、西木一般廃棄物最終処分場、第9分団熊堂消防ポンプ置場</p> <p>【除却】市営住宅(田中住宅、武蔵野団地)、第7分団中菅沢消防ポンプ置場、第8分団下夕町消防ポンプ置場</p>
令和2年度 (2020)	<p>【新築】角館庁舎</p> <p>【譲渡】にこにここども園、ひのきないこども園、第1分団高原消防積載車庫、第5分団八津消防ポンプ置場、第8分団上中川原消防ポンプ置場、第10分団栗田消防ポンプ置場</p> <p>【除却】北卒田児童館、市営住宅(田中住宅)</p>
令和3年度 (2021)	<p>【除却】東勝楽丁庁舎(旧角館庁舎)、市営住宅(田中住宅)</p> <p>【譲渡】第9分団下延竹市消防ポンプ置場</p>
令和4年度 (2022)	<p>【譲渡】角館こども園</p> <p>【除却】第3分団刺巻消防ポンプ置場、第7分団岩瀬本丁消防ポンプ置場、第10分団黒森消防ポンプ置場、生田駅共同便所、市営住宅(武蔵野団地)</p>

5. 更新費用試算

(1) 試算条件

①基本的な考え方

- 更新年数経過後に平成 28(2016)年当初と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しました。
- インフラ（道路・橋りょう・上下水道）等は、整備済みの面積や延長等に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しました。

②耐用年数・更新の考え方

【建築系施設】

- 標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる 60 年を採用することとしました。
- 建設後 30 年で建築物の大規模改修を行うものとした。
- 建設時からの経過年数が 31 年以上 50 年未満の建築物については、10 年間で均等に大規模改修を行うものと仮定しました。
- 建設時から 50 年以上が経過しているものについては、大規模改修は行わずに 60 年を経過した年度に建て替えると仮定しました。

【インフラ資産】

- 道路：舗装の耐用年数 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12~20 年を踏まえ 15 年とし、全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定しました。
- 橋りょう：整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定しました。
- 上水道：整備した年度から法定耐用年数の 40 年を経た年度に更新すると仮定しました。
- 下水道：整備した年度から法定耐用年数の 50 年を経た年度に更新すると仮定しました。

③更新単価の考え方

- 公共施設については、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に設定された単価(平成 28 年度に国が示した単価)を使用しました。
- 更新単価において地域差は考慮しないこととしました。
- 大規模改修には、建て替えの場合の 6 割の費用をかけると仮定しました。
- インフラ資産については、関連調査及び統計等を基に設定された更新単価(平成 28 年度に国が示した単価)を使用しました。

公共施設用途別単価

施設分類	大規模改修	建て替え
行政施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
産業施設・農業施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
観光・レクリエーション施設・運動施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
市営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
学校教育施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
文化施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
その他公共施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡

インフラ資産更新単価

施設分類	細目		更新
道路	一般道路		4,700 円/㎡
橋りょう			448 千円/㎡
上水道	導水管・送水管	300mm 未満	100 千円/m
		300~500mm	114 千円/m
		500~1000mm 未満	161 千円/m
	配水管	150mm 以下	97 千円/m
		200mm 以下	100 千円/m
		250mm 以下	103 千円/m
		300mm 以下	106 千円/m
		350mm 以下	111 千円/m
下水道	管種別		124 千円/m
	管径別	250mm 以下	61 千円/m
		251~500mm	116 千円/m
		501~1000mm	295 千円/m

(※総務省公共施設等更新費用試算ソフトの用途別単価を応用しています。)

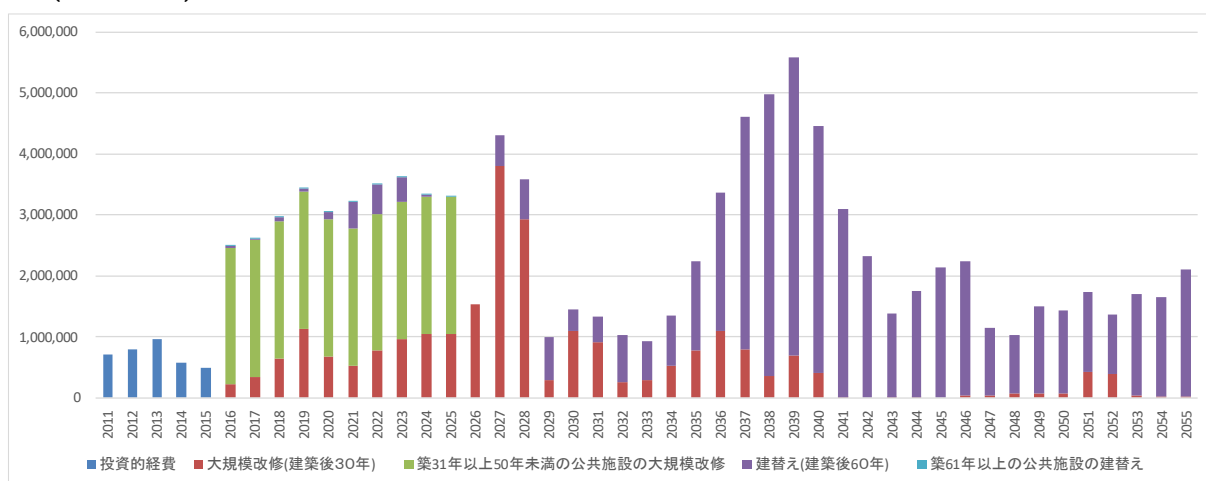
(2) 試算結果及び個別施設計画等に基づく対策を反映した費用の見込み

インフラ資産を除いた公共施設等の更新費用等を試算した結果、平成 28(2016)年度から令和 37(2055)年度の 40 年間で 999.1 億円（年平均 25.0 億円）が必要であることがわかりました。（総務省「更新費用試算システム」により算出）

また、平成 28(2016)年度から令和 4(2022)年度までの実績額は 92.1 億円で、効果額は 121.5 億円でした。公共施設の個別施設計画により対策を反映した後の試算では、令和 5(2023)年度から令和 37(2055)年度までは、533.9 億円(年平均 16.2 億円)が必要となり、当初の更新費用額より 251.6 億円の縮減が見込まれます。

ただし、更新費用は事業費ベースで算出しており、国庫補助金、公営住宅使用料、水道料金等の使用料収入、地方債等の特定財源は考慮していません。そのため、将来の更新の時点における一般財源ベースの財政負担とは異なることに留意が必要です。

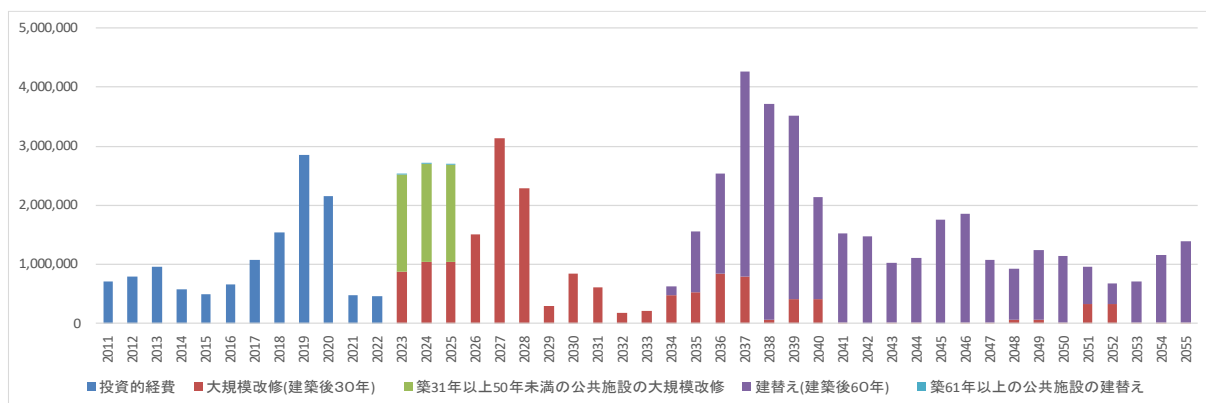
(単位:千円) 当初の計画時の試算



(注) 平成 27(2015)年度までは、実績数値となります。



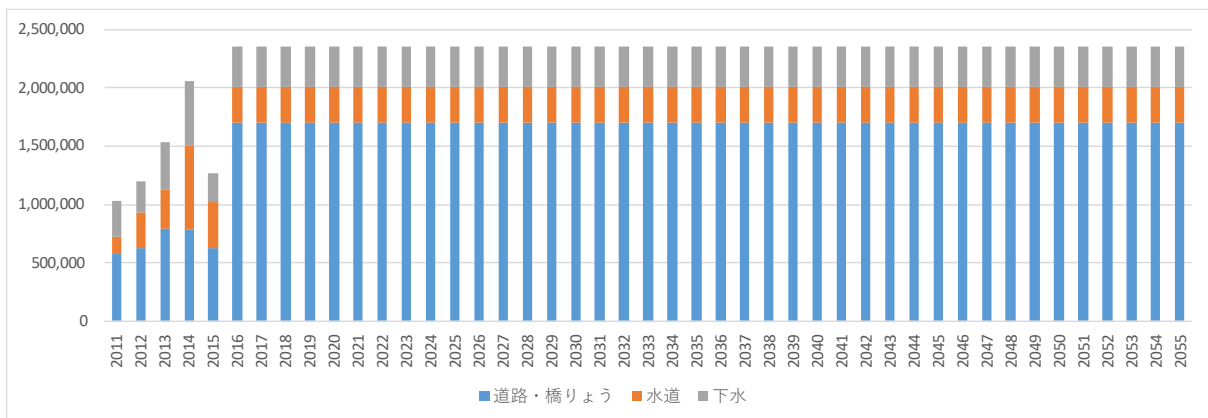
(単位:千円) 対策を反映した後の試算



(注) 令和 4(2022)年度までは、実績数値となります。

インフラ資産は、平成 28(2016)年度から令和 37(2055)年度の 40 年間に必要な整備にかかる事業費は 940.9 億円（年平均 23.5 億円）と試算されました。

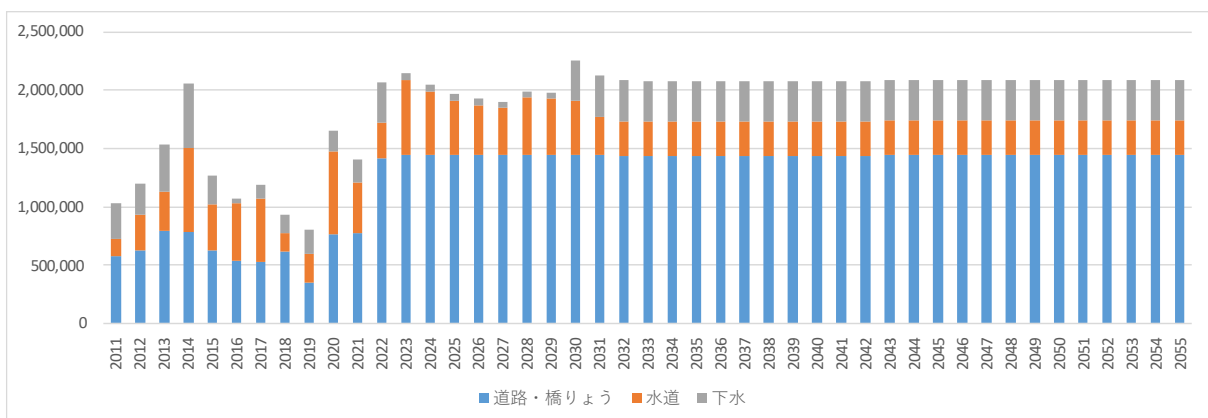
(単位:千円) 当初の計画時の試算



(注) 平成 27(2015)年度までは、実績数値となります。



(単位:千円) 対策を反映した後の試算



(注) 令和 4(2022)年度までは、実績数値となります。

インフラ資産は、平成 28(2016)年度から令和 4(2022)年度までの実績額は 80.5 億円で、効果額は 84.2 億円でした。

橋りょう長寿命化修繕計画や経営戦略等により対策を反映した後の令和 5(2023)年度から令和 37(2055)年度までの試算は、684.0 億円(年平均 20.7 億円)が必要となり、当初の更新費用額より 92.3 億円の縮減が見込まれます。

インフラ資産は、市民の安全・安心な生活を維持するために、必要不可欠なものであり、大幅な縮小等は、困難であることから、適正な維持管理の推進によって、更新費用の削減を図る必要があります。

(3) 事業費の実績及び充当可能な財源の見込み

インフラ資産を除いた公共施設等の投資的経費は、平成 28(2016)年度から令和 4(2022)年度までの過去 7 年において合計は 92.1 億円で事業費の 1 年当たりの平均額は、約 13.2 億円です。

インフラ資産(道路・橋りょう、水道事業、下水道事業)の投資的経費は、平成 28(2016)年度から令和 4(2022)年度までの過去 7 年において合計は 80.5 億円で事業費の 1 年当たりの平均額は、約 11.5 億円です。

制度がある事業は、国や県の補助金等を最大限活用するほか、基金や有効な市債を活用し、必要となる財源を確保します。

6. 対象施設の現状と課題

(1) 公共建築物の現状と課題

公共施設等（道路、橋りょう等のインフラを除く。）全体では令和4年度末時点で277施設となっており、総延床面積は236,715㎡、市民1人当たり9.62㎡となっています。（令和2(2020)年国勢調査人口24,610人）

全国平均値は3.22㎡/人（公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 平成24(2012)年3月 総務省自治財政局財務調査課）となっていますので、全国平均と比較し約3倍の面積を保有していることになります。

施設類型別の延床面積構成比では、学校教育施設が26.1%と最も多くなっています。

整備年度別の公共施設等の延床面積推移から、これらの公共施設の多くは、昭和45(1970)年代後半から平成2(1990)年代後半にかけて建設されています。建設後30年経過すると施設の老朽化が顕著となるため、「品質の適正性」の観点から大規模な改修や更新を必要とする時期が既に平成12(2000)年から始まっており、施設の老朽化は、特に文化施設や学校教育施設等で進行しています。

耐震補強を含めて建物そのものや設備の老朽化への手当てとして、対症療法的な保全で済ませているだけでは、のちのち突発的な経費の増大が発生するような事態が起こり得ることから、戦略的な維持管理計画を立て、課題解決を図ります。

(2) インフラ資産の現状と課題

インフラ資産は、道路・橋りょう、上水道、下水道に分類されます。

インフラ全体の多くは耐用年数が50年といわれており、それを経過すると老朽化が著しくなります。そのため、施設（ハコモノ）と同様に、今後多くのインフラが安全性の観点から改修や更新の時期を迎えることになります。

大分類	平成28(2016)年3月31日現在	令和5(2023)年3月31日現在
	延長等 (m)	
道路	実延長 884,718m	実延長 886,843m
橋りょう	総延長 7,814m	総延長 7,729m

大分類	中分類	平成28(2016)年3月31日現在	令和5(2023)年3月31日現在
		延長等 (m)	
上水道	配水管	総延長 110,361m	総延長 333,608m
	導水管	総延長 15,778m	総延長 39,893m
	送水管	総延長 2,933m	総延長 9,121m
下水道	下水管	総延長 99,813m	総延長 197,969m

インフラの維持管理では、実態（施設数、経過年数、老朽化度等）を把握し、予防保全の観点から点検を行うことが重要です。

※上下水道事業の総延長について・・・平成 28(2016)年 3 月 31 日の値は、水道事業のみ、公共下水道事業のみの数値としていたが、令和 5(2023)年 3 月 31 日の値は、水道事業は、平成 29(2017)年 4 月 1 日、統合後の水道事業(旧簡易水道事業を含む)の延長を合算した上水道施設のすべての総延長とし、下水道事業は、特定環境保全、集落排水事業を含むすべての下水道事業の数値を記載しています。

(3) 公共施設等の有形固定資産減価償却率の推移

公共施設等の有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度減価償却が進んでいるかを全体として把握する地方公会計(固定資産台帳等)制度を活用して算出した指標です。

償却率の割合が高いほど老朽化しており、100%に近いほど資産が法定耐用年数に近づいていることを示しています。仙北市では、令和 2(2020)年度に角館庁舎新築により、一時償却率が下がりましたが、翌年度からまた上昇傾向です。

年度	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
償却率%	74.6	73.2	72.6	73.5	67.9	68.5

※償却率は、公営企業を含む全体の数値となっています。

(4) これまでの課題のまとめ

大幅な歳入の増加が難しい状況の中、老朽化する施設の改修や建て替えに充てられる財源に余裕がないため、今後、施設の更新・新規整備等を行うに当たっては財政負担と必要性を十分に衡量した上で実施し、さらに、年度間における費用の平準化を図ることが求められます。

人口

- ・総人口が減少し、平成 22(2010)年には 29,568 人であったものが、令和 32(2050)年には 9,863 人になり、19,705 人減少すると見込まれています。
- ・高齢者(65 歳以上)の割合が増加し、令和 32(2050)年の人口に占める高齢人口の割合は 54.5%に達すると見込まれています。
- ・年少人口(0~14 歳)は、令和 32(2050)年には総人口に対して 4.8%まで減少することが見込まれています。

参考：仙北市人口ビジョン別冊

財政

- ・少子高齢に伴い社会保障関係経費が増加し、市単独の施策に要する経費が市財政を大きく圧迫します。
- ・公共施設等の維持更新等に要する経費が増加していく一方で、人口減少等により市税収入等が減少していくと見込まれるため、公共施設等の維持更新等に充てることができる財源が大幅に不足することが見込まれます。

施設の老朽化

- ・全 277 施設(インフラや公営企業関係施設を除く建築系公共施設)のうち 179 施設(64.6%)が建築後 30 年を経過しています。
- ・既存施設の総数・総量を維持するとなると、将来に建て替えが集中します。
- ・耐震診断・耐震工事を実施していないものは、仙北市地域防災計画等との整合性を考慮しながら計画的に実施していきます。
- ・市民サービスや防災・安全対策上、維持する必要があると認められる施設の老朽化対策を優先的に推進します。

第3章

公共施設等総合管理計画の基本方針

- ▶ 1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
- ▶ 2. 実施方針
- ▶ 3. 推進体制

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 本市の公共施設における現状と課題から、施設の長寿命化を目指した改修・更新に必要な費用の試算結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。
- 公共施設を建築系公共施設とインフラ系公共施設（土木系施設、企業会計施設）に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の低減・平準化を図ります。
- 国、県が保有する資産を積極的に活用することとし、情報提供等において、財務省東北財務局秋田財務事務所、秋田県との連携・協力を図ります。また隣接する地方公共団体との広域的な視野をもって連携に取り組みます。
公共施設等の更新などにあたっては、民間の資金やノウハウの活用を検討し、運営コストの削減や公共サービスの向上に有効であると判断した場合には、PPP/PFIなどの手法を積極的に活用していきます。
- 子どもたちの安全・安心を確保するため、学校教育施設や通学路、子育て支援施設等の整備に優先して取り組みます。
- 市民はもとより観光やビジネスで本市を訪れる皆さまの利便性や安全・安心に配慮します。
- 災害の発生時に市民の生命を保護し、市民生活や行政の機能が最短で復旧可能な体制を構築することが最重要命題であると捉え、地域防災計画や事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）との整合性やバランスを十分に勘案し、災害対策本部、避難場所及び備蓄倉庫その他の必要な施設を確保した上で、施設の統廃合等による保有資産の総量や費用の縮減に取り組みます。

仙北市公共施設等マネジメント基本理念

1. 市民の生命・生活を守る
2. 長期的・広域的な視野をもって取り組む
3. 集約化・複合化・転用と除却を並行して進めて公共施設等の最適配置を目指す
4. コスト（費用）よりもロス（損失）の低減に重点的に取り組む

本計画の着実な推進により得られる大きな効用

本計画における目標設定値（延床面積 35%程度縮減）を達成した場合、施設の維持管理に要する経費が概算で年間 4 億円ほど縮減が可能であると推計しています。施設の統廃合により総量が減少することで、市民の皆さま、とりわけ廃止対象となった施設の地域の皆さまにはこれまでと同じ程度の利便性を提供することは難しいかもしれませんが、維持管理経費が減少する分、これまで多くのご要望をいただいてもお応えしてこられなかった政策の実現が可能となり、結果としてより満足いただけるような行政サービスを提供することができるようになります。

(1) 建築系公共施設

①新規整備について

本市の建築物の整備状況、人口構造の変化、厳しい財政状況を総合的に考慮すると、現在保有する施設を維持し同等の公共サービスの提供を継続していくことは困難であり、原則として建築物の新規整備は行わないものとします。人口が増加する地域において供給不足となる公共建築物については既存施設の転用等により対応することとします。やむを得ず新規整備を行う必要が生じた場合は、これに併せて既存公共建築物の統廃合を必ず行うこととします。また整備可否の判断に当たっては、新規整備から廃止までのライフサイクルコストを見積もり、必要性判断の資料とします。

市内を訪れる観光客やスポーツイベント参加者らが利用する施設は、そのニーズを的確につかみ、利用者数を中長期にわたって見込むことにより、その収益性や費用対効果を勘案した上で、有用と判断した場合に限り整備します。

②施設の更新（建て替え）について

公共建築物の保有総量を抑制し単純に公共建築物の統廃合を進めるだけでは、市民サービスの低下や地域の活性化を阻害する恐れがあることから、公共建築物の建て替えや大規模改修を行う場合は、1つの土地又は建物に複数の公共建築物を集合させる複合化や、1つの公共建築物に複数の機能をもたせる多機能化を実施することを原則とします。

③施設総量（総延床面積）について

新規整備の抑制や更新時の複合化・多機能化により施設総量を減らします。

公共建築物の設置から期間が経過し、市が公共サービスとしてサービスを提供する役割を終えたものや民間によるサービスの提供が行われているものについては、行政需要が高い施設の機能転換だけでなく施設の廃止を進めます。また施設配置の適正化の観点からも同種の公共サービスを提供している施設が近距離に集中するなどして偏在している場合や、地域の人口減少によって公共建築物の供給が過剰となっている場合は積極的に統廃合を行います。

建築系公共施設の総延床面積は、令和28(2046)年度には150,000㎡（平成28(2016)年度比で65%程度）まで縮減することを目標とします。これは、仮に本市の人口が将来15,000人になるとした場合の人口1人当たりの延床面積が10㎡（総務省自治財政局財務調査課による公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果における、人口1万人未満の団体に係る公共施設の人口1人当たりの延床面積の平均値10.61㎡を基準として、これを下回ることを目標に定めます。）となるもので、より人口が少ない団体の実数平均値をベースにしたものであり、実現の可能性が十分に見込める数値であると考えられることから、これを基準に目標を設定しました。

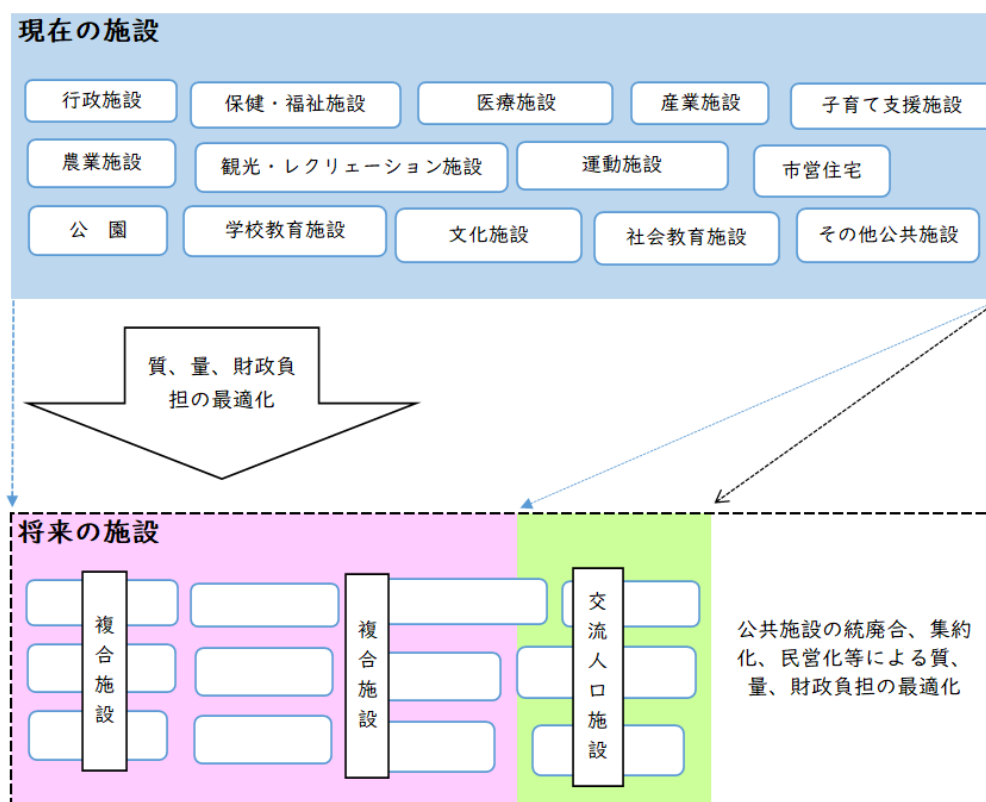
④施設コストの維持管理、運営コストについて

公共建築物に係る財政負担を軽減しつつ市民サービスの質的向上を図るため公共建築物の整備や維持管理に当たっては、指定管理者制度やコンセッション事業などのPPP/PFIによる民間事業者の資金・ノウハウの活用を推進し管理運営コスト縮減に努めます。

⑤ゾーニング手法について

施設ごとの活用方法を見直しながら、ゾーニング手法によって公共施設の数、規模、機能、位置等を総合的に判断します。

公共施設等の質、量、財政負担の最適化を目指します。



(2) インフラ系公共施設

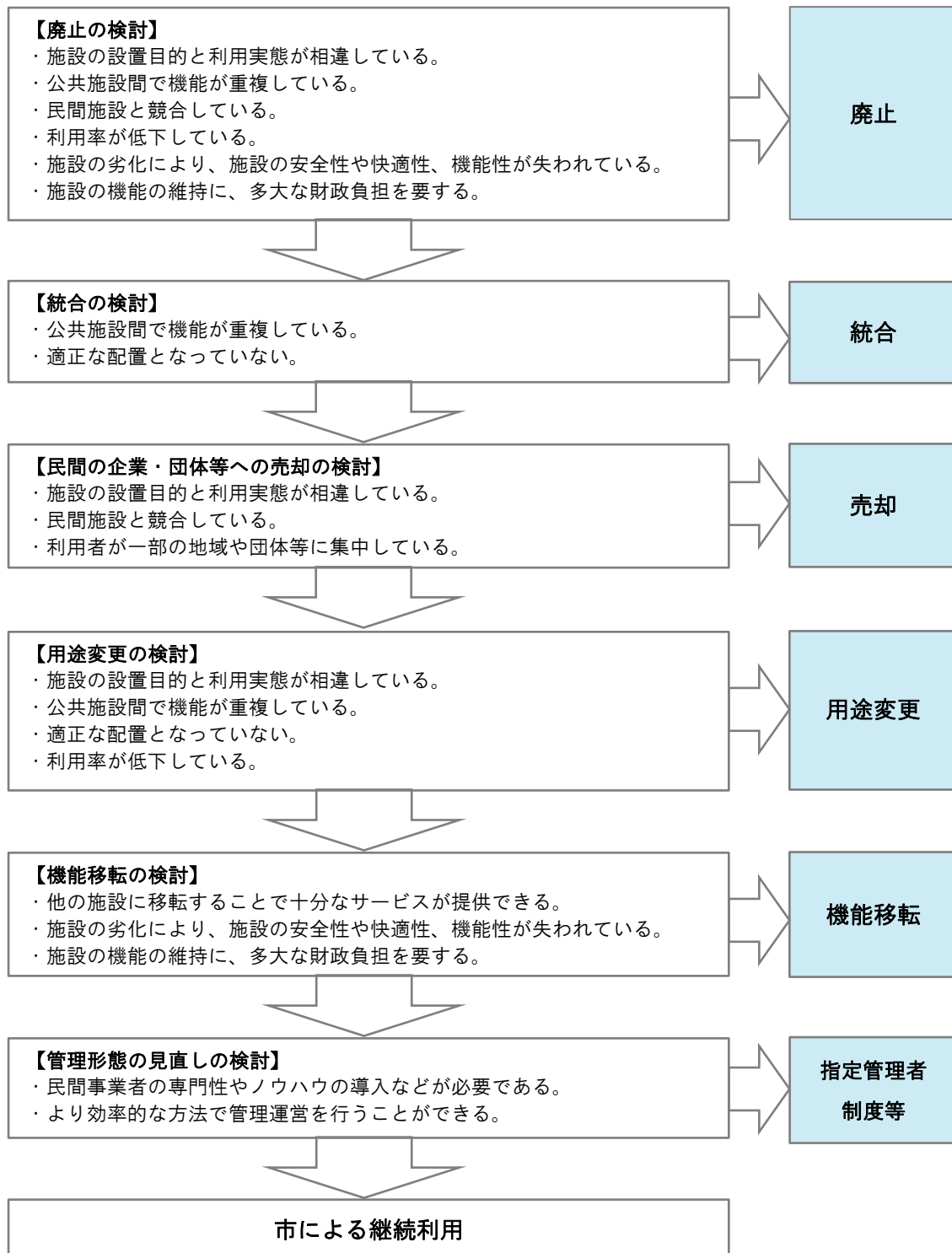
①投資額について

費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施します。優先順位の設定等により、予算総額の縮減に合わせた適切な投資額を設定します。

②ライフサイクルコストについて

計画的かつ効率的な維持補修、長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減します。PPP/PFIなどの民間活力の活用と機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減を目指します。

(3) 公共施設の見直し検討手順



2. 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

①点検

公共建築物については、施設の老朽化や建築設備の作動不良による事故等を未然に防ぎ建築物等の安全性を確保するため、有資格者による法定点検の実施及び施設管理者による日常点検の実施により施設の状態を把握します。

インフラ施設については各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検の実施により状態を把握します。

さらに、これらの点検により得られる情報を蓄積して、今後の計画の見直しに有効活用します。

参考：建築・設備の日常点検項目

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重（土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重）
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフトレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①定期的点検 ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的点検 ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的清掃と塗り替え ⑦定期的清掃と塗り替え ⑧定期的清掃と塗り替え
厨房・浴室・便所など水を使用する場所について	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所樹	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃

設 備		
設備別	小項目	点検方法等
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が 50KW 以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検、検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任が必要。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。
昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に行わせる。
ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置およびポンプ設備は、常時作動させておく。

（「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会（ARCA）から引用）

②施設の診断

■診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

- 「公共施設診断の対象となる評価項目」を参考とし、本市が必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断に努めます。
- 耐震診断、劣化診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。
- 診断は、経年的な施設の状況を把握するため定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

■施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目（施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性）に加えて、快適性、環境負荷性など種々の性能が要求されます。

- 「公共施設診断の対象となる評価項目」から、本市に必要な評価項目を選択し、評価方式を構築します。
- 公共施設の主要な全施設について、施設ごとに課題と優先度を判断します。

公共施設診断の対象となる評価項目（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）より構成）

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整などが欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、速やかな対応ができる体制を構築します。

- ・清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めます。
- ・廃棄物処理は、事業系一般廃棄物の軽減策を立案し実践します。
- ・維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物にかかるトータルコストを縮減します。

②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生した際にその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し予防保全を実施していくことが重要です。また施設の経年変化には法令等の制定改廃による既存不適格の発生が含まれるので、適法性の管理が求められます。

適法性の主な管理項目

適 法 性 管 理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例等	条例、規則、要領等
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の 履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建物の基本性能を利用目的に合致した最適な状態に維持し、あるいは向上させることが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠です。長期修繕計画等の策定を進めながら、定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさ及び陳腐化のほかに、施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合があるので、更新の際には種々の診断を行ってその理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化を図ります。

したがって、更新・改修の方針は、統合や廃止の推進方針との整合性を図る必要があります。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と資産・情報の保全の要件となるものです。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、速やかに復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

下表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性が挙げられます。施設の安全確保に係る項目（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）を参考に作成）

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層の有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域の有・無
			浸水災害	・水害危険区域
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地帯の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地の有・無
			危険物の種類	・消防法危険物（1類・2類・3類）の有・無
			保安距離	・危険物から50m以内、200m以内
		建物安全性	構造安全性	基礎の安全性
	常時床荷重			・許容積載荷重・超過
	耐震安全性		建設年	・1981年6月以前
			耐震診断	・ I_s 値 $> 0.6 / 0.6 > I_s$ 値 $> 0.3 / 0.3 > I_s$ 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
	免震、制震		・有・無	
	耐風安全性		耐風等級	・等級
	対水安全性		浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
	対落雷安全性		避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用出入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン・放散速度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況（年代・部位）
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況（年代・部位）
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA 対策	・木造土台の CCA の有・無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
風害防止性			・風害防止要件の満足度	
電波障害性防止性			・電波障害性防止要件の満足度	
騒音・振動・悪臭防止性			・音・振動・悪臭防止要件の満足度	
障害防止性			・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度	
外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度			

項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の割合（％）
			耐用年数（償却）	・法定耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差
			付属設備耐久性	・設備耐用年数（20年）と改修年の差
	不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上げ不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上げ不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下の有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色の有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色の有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
その他設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			

- ・本市では、これらの項目から危険性が認められるものを選択し評価します。
- ・危険性が認められた施設は、評価の内容に沿って安全確保の改修等を実施します。（ただし、総合的な判断により改修せずに供用廃止等を検討する場合があります。）

（４）耐震化の実施方針

本市では、既存建築物は必要に応じて耐震診断を行います。

耐震改修・耐震補強の状況及び耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震診断や耐震補強工事を実施し、特に利用率及び公共性が高い施設は優先的・重点的に対応します。その際、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても診断及び必要に応じて補強工事を行い、施設利用者の安全・安心の確保に努めます。

（５）長寿命化の実施方針

①総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。そのために今ある公共施設等の状態を把握するための施設診断を行い、診断結果により所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行うなど、計画的な保全を行っていきます。

②計画的な保全、長寿命化計画

建設から40年程度までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年以上経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常、時間がたつにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事を行います。

さらに、施設の寿命を延ばすには長寿命化改修工事が必要となります。

本市の公共施設では、鉄筋コンクリート造の場合、大規模改修工事を実施することで長寿命化を図り、建て替えの周期は60年を目標とします。

③PDCAサイクルの推進方針

本計画は、10年ごとに基本的な方針を見直しするとしていますが、施設の進行管理にあたっては、社会情勢や施設を取り巻く環境の変化などに対応していく必要があることから、計画の継続的な見直しを行うPDCAサイクル(計画→実行→評価→改善)のマネジメント方式に基づき毎年進行管理を行います。

(6) ユニバーサルデザインの推進方針

仙北市は、平成30(2018)年6月に国からSDGs未来都市に選定されており、誰一人取り残さないをテーマに仙北市SDGs未来都市計画を策定しています。また、各部ごとの基本方針には、幸福度日本一を目指した誰もが幸せになれるよう施設整備においても大規模改修時や施設の機能に合わせて、誰もが安全、安心に利用できるユニバーサルデザインに配慮し進めます。

(7) 脱炭素化の推進方針

仙北市は、平成31(2019)年3月に仙北市地域新エネルギービジョン改訂版を策定し、市のエネルギー需給を踏まえつつ、持続可能なまちづくりのため仙北市独自のエネルギー創出と地域の環境保全に取り組んでいくとしております。建築物においてもLED照明の導入など省エネルギー改修を行い、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)の実現のために様々な手法を導入し脱炭素化を推進します。

※ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)とは、

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。出典:環境省「ZEB PORTAL ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ゼブ)ポータル」より

(8) 地方公会計(固定資産台帳)の活用

決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新し、地方公会計の固定資産台帳の情報を中心に活用し、有形固定資産減価償却率の推移を示します。

(9) 保有する財産未利用資産等の活用や処分に関する基本方針

統合や廃止により未利用となった施設については、用途転用による再利用の可能性を検証し、効率的な利活用に努めます。市の施設として再利用が見込めない場合には、効率的な利活用を進め民間事業者による利活用のほか民間への譲渡や除却など施設の処分を進めます。

(10) 統合や廃止の実施方針

① 公共施設等のコンパクト化に向けた基礎資料の構築

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見いだします。公共施設等のコンパクト化は、以下の7つの評価項目により診断します。

- 施設の安全性
- 機能性
- 耐久性
- 施設効率性
- 地域における施設の充足率
- 施設利用率
- 費用対効果

上記の品質・性能によって施設を診断し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階に評価します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

下表に診断結果による取り組みの方向性を例示します。

診断結果と取り組みの方向性

診断結果	取り組みの方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策
改善使用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建て替え更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択 ・運用の合理化
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設への統合 ・他施設との複合化
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等

②市民サービスの水準を確保しつつ、公共施設等統合や廃止の推進に向けた施策

公共施設等統合や廃止には、市民サービスの水準低下が伴います。それを最小限にするために、下表のような種々の公共施設のコンパクト化に向けた施策について、市民合意の可能性を探りながら大規模な廃止、除却を進める必要があります。

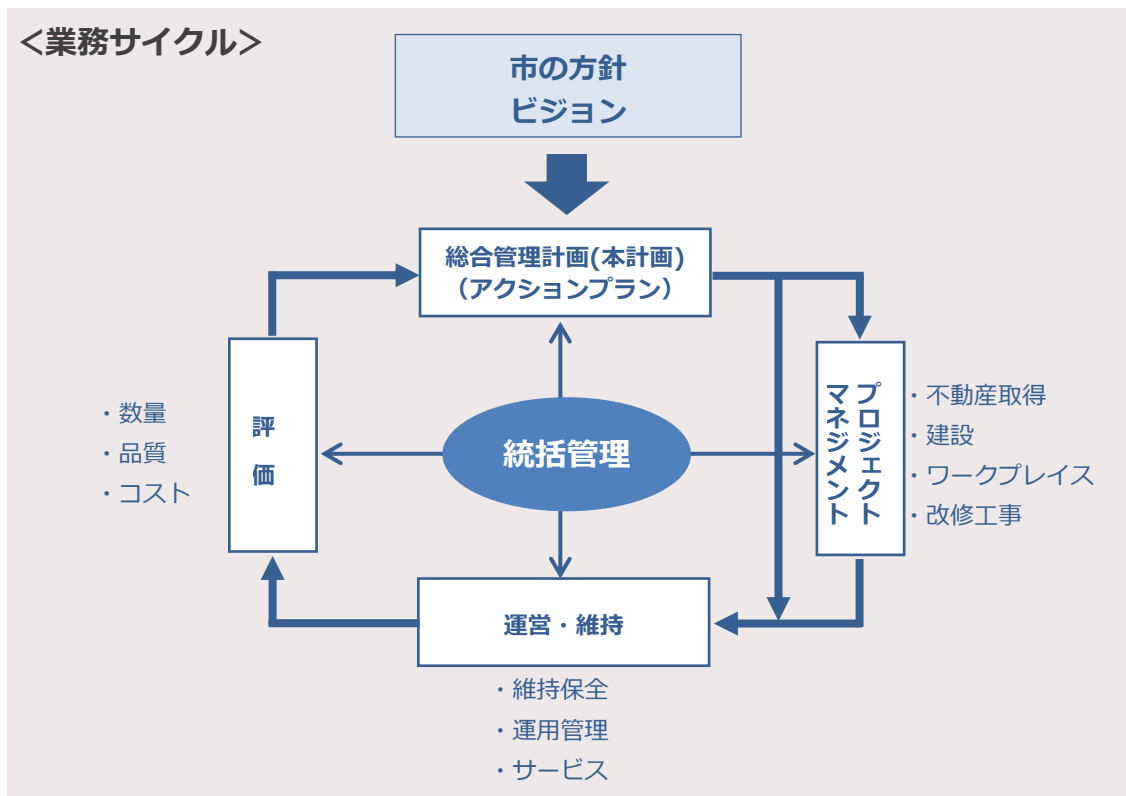
公共施設のコンパクト化の施策

段階	市民サービス水準の変化	行政サービス・施設サービスの考え方	公共施設のコンパクト化の施策
I	・市民の痛みを求めない初動的取り組み	・市民サービスの現状の水準を維持	・公共施設等の運営の効率化 ・公共施設等の賃貸
II	・一定の市民負担を前提とした市民サービスの質の低下を招かない取り組み ※合併市町村では大きな政策課題	・行政サービス、施設サービスの質の改善を目指した取り組み ・第1段階のコンパクト化	・公共施設等の合築 ・公共施設等の統合
III	・財政収支見通しに基づいた市民の痛みを伴う取り組み	・行政サービス、施設サービスの見直しにより市民サービスが低下することも想定 ・第2段階のコンパクト化 ※市民の理解と合意形成が必要	・公共施設等の使用制限・使用料金徴収（受益者負担） ・公共施設等の減築 ・公共施設等の廃止
IV	・公共団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確化する取り組み	・民間主体による公共施設管理 ・第3段階のコンパクト化	・公共施設等維持管理の民営化

3.推進体制

(1) FM 業務サイクルによるフォローアップ

下図に示す業務サイクルでは「市の方針／ビジョン」に基づき、「本計画」を策定しました。公共施設等に対し日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」を実施します。「プロジェクトマネジメント」を実施した公共施設等に対しても、その後は日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」の実施を行います。「運営・維持」の対象である公共施設等に対し、数量（供給）、品質、コスト（財務）の面から「評価」を実施します。これらの業務を遂行する核として「統括管理」を推進します。



出典：総解説ファシリティマネジメントから構成

(2) 情報共有





持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うに当たり、市民と行政が市施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し支えている多くの市民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

市民から寄せられる様々な意見を収集する窓口やそれを整理して、PFM に活用する仕組みについても検討します。

第4章

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

-  1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針
-  2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針
-  3. 企業会計施設の管理に関する基本的な方針
-  4. 土地の管理に関する基本的な方針

1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

構造別表記凡例

- CB : コンクリートブロック造
RC : 鉄筋コンクリート構造
SRC : 鉄骨鉄筋コンクリート構造
S : 鉄骨構造
SC : 鉄骨コンクリート構造
W : 木造

耐震診断・耐震補強凡例

耐震診断－耐震補強	内容
不要－不要	法令改正後の耐震基準に（以下「新基準」）基づいて建てられ耐震基準を満たしているため、耐震診断調査（以下「診断」）及び耐震補強工事（以下「補強」）が不要な施設
実施済－不要	診断の結果、補強が不要な施設
実施済－実施済	診断の結果、耐震強度不足であったため補強を行った施設
実施済－未実施	診断の結果、耐震強度不足であったが補強未着手の施設
未実施－未実施	新基準前に建てられたが診断を実施していないため、耐震強度を満たしているか不明で補強未実施の施設 法令改正後の耐震基準に定める施設規模等に該当しないため耐震診断の対象とならない施設を含む

(1) 行政施設

庁舎

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
角館庁舎	4,072	角館市民センター	RC	R2	3	不要	不要
角館庁舎車庫	852	角館市民センター	S	R2	3	不要	不要
田沢湖庁舎	2,897	管財課	RC	S47	51	実施済	実施済
田沢湖庁舎南側車庫	539	管財課	S	H5	30	不要	不要
田沢湖庁舎東側車庫	256	管財課	S	S51	47	未実施	未実施
田沢湖第2庁舎	1,785	管財課	S + CB +W	S53	45	未実施	未実施
神代出張所	599	神代出張所	RC	H6	29	実施済	不要
西木庁舎	1,561	西木市民センター	RC	S50	48	実施済	不要
西木第2庁舎	528	西木市民センター	S	S50	48	実施済	未実施
西木庁舎車庫	619	西木市民センター	S	H4	31	不要	不要
延床面積合計	13,708						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	30年～49年
-------------------------	-------	---------

②施設の現状

市庁舎は10施設（グルーピングしている施設群は1つの施設として数えています。）があります。

このうち7施設が建築後30年を経過しています。

③基本方針

庁舎は、防災拠点や災害発生時における指定避難場所であることから耐震化を図る必要があります。田沢湖庁舎の耐震化と角館庁舎の建て替えは実施しましたが、今後は、さらなる庁舎コストの見直しや効率化、災害発生時の対応力強化のため、庁舎施設等の統廃合を推進します。

消防施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
第 1 分団鎧畑消防ポンプ置場	10	総合防災課	W	H9	26	不要	不要
第 1 分団打野消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S58	40	不要	不要
第 1 分団田沢出張所前車庫	46	総合防災課	W	S63	35	不要	不要
第 1 分団先達消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S60	38	不要	不要
第 1 分団下高野消防積載車庫	23	総合防災課	W	S55	43	未実施	未実施
第 2 分団春山消防ポンプ置場	12	総合防災課	CB	H1	34	不要	不要
第 2 分団石神消防積載車庫	46	総合防災課	W	S62	36	不要	不要
第 2 分団造道消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S61	37	不要	不要
第 2 分団大沢消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S54	44	未実施	未実施
第 2 分団田子ノ木消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S56	42	未実施	未実施
第 2 分団中生保内下消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S54	44	未実施	未実施
第 2 分団武蔵野消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S56	42	未実施	未実施
第 2 分団武蔵野消防積載車庫	46	総合防災課	W	H2	33	不要	不要
第 2 分団上滝沢消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S55	43	未実施	未実施
第 2 分団中生保内上消防積載車庫	31	総合防災課	W	S62	36	不要	不要
第 3 分団駅前消防積載車庫	51	総合防災課	W	H16	19	不要	不要
第 3 分団手倉野消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S53	45	未実施	未実施
第 3 分団田向消防積載車庫	46	総合防災課	W	S60	38	不要	不要
第 3 分団上堂田消防ポンプ置場	8	総合防災課	W	S61	37	不要	不要
第 3 分団大道消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	H6	29	不要	不要
第 3 分団宮ノ前消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S56	42	未実施	未実施
第 3 分団大杉沢消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S53	45	未実施	未実施
第 4 分団梅沢消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S52	46	未実施	未実施
第 4 分団神代消防積載車庫	46	総合防災課	W	S59	39	不要	不要

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
第4分団小松消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S52	45	未実施	未実施
第4分団岡崎消防積載車庫	46	総合防災課	W	S63	35	不要	不要
第4分団東前郷消防積載車庫	46	総合防災課	W	H3	32	不要	不要
第4分団生田消防ポンプ置場	20	総合防災課	SC	S59	39	不要	不要
第4分団真崎消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	H7	28	不要	不要
第4分団荒町消防積載車庫	52	総合防災課	W	H8	27	不要	不要
第5分団六本杉消防積載車庫	41	総合防災課	W	S55	43	未実施	未実施
第5分団栃ノ木消防積載車庫	79	総合防災課	W	H6	29	不要	不要
第5分団堀之内消防積載車庫	81	総合防災課	W	H3	32	不要	不要
第5分団小淵野消防積載車庫	81	総合防災課	W	H5	30	不要	不要
第6分団山口ポンプ車庫	69	総合防災課	W	H15	20	不要	不要
第6分団菅谷消防ポンプ置場	7	総合防災課	W	S50	48	未実施	未実施
第6分団松葉消防コミュニティ	79	総合防災課	W	H9	26	不要	不要
第6分団大地田消防ポンプ置場	69	総合防災課	W	S57	41	不要	不要
第6分団戸沢消防ポンプ置場	46	総合防災課	W	H3	32	不要	不要
第7分団小館消防ポンプ置場	33	総合防災課	W	H15	20	不要	不要
第7分団小人町消防積載車庫	19	総合防災課	W	S62	36	不要	不要
第7分団山根町消防ポンプ置場	10	総合防災課	W	S54	44	未実施	未実施
第7分団西勝楽町消防積載車庫	20	総合防災課	W	S58	40	不要	不要
第7分団下川原消防積載車庫	20	総合防災課	W	S48	50	未実施	未実施
第7分団西下夕野消防ポンプ置場	10	総合防災課	W	S52	46	未実施	未実施
第8分団広久内消防積載車庫	33	総合防災課	W	S31	67	未実施	未実施
第8分団下中川原消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S61	37	不要	不要
第8分団堂野口消防ポンプ置場	10	総合防災課	W	S57	41	不要	不要
第8分団銭神消防積載車庫	20	総合防災課	W	H4	31	不要	不要
第8分団下花園消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S59	39	不要	不要
第8分団白岩水防倉庫	33	総合防災課	W	S31	67	不要	不要

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
第 8 分団白岩前郷消防積載車庫	30	総合防災課	W	S42	56	未実施	未実施
第 9 分団碓消防ポンプ置場	10	総合防災課	W	H3	32	不要	不要
第 9 分団町屋消防積載車庫	20	総合防災課	W	H10	25	不要	不要
第 9 分団坂ノ下消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	H10	25	不要	不要
第 9 分団奥村消防ポンプ置場	10	総合防災課	W	S53	45	未実施	未実施
第 9 分団下延消防積載車庫	20	総合防災課	W	H25	10	不要	不要
第 9 分団桂淵消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	H7	28	不要	不要
第 9 分団中泊消防積載車庫	20	総合防災課	W	H22	13	不要	不要
第 10 分団中川消防ポンプ置場	33	総合防災課	W	S31	67	未実施	未実施
第 10 分団中村消防ポンプ置場	10	総合防災課	W	S63	35	不要	不要
第 10 分団高屋消防積載車庫	20	総合防災課	W	H2	33	不要	不要
第 10 分団川原若神子消防積載車庫	17	総合防災課	W	S42	56	未実施	未実施
第 10 分団安久戸消防ポンプ置場	10	総合防災課	W	S60	38	不要	不要
第 10 分団黒沢消防ポンプ置場	20	総合防災課	W	S56	42	未実施	未実施
延床面積合計	1,889						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	30 年～49 年
-------------------------	--------	-----------

②施設の現状

消防施設は 65 施設があります。

このうち 51 施設が建築後 30 年を経過しています。

③基本方針

消防施設は、各地域の分団ポンプ場に係る団員数・地区の消防体制を勘案し数量の最適化及び適正配置により、併せて長寿命化等を推進します。

その他の施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築年度	経過年数	耐震 診断	耐震 補強
旧角館中町庁舎	265	管財課	RC	S46	52	実施済	未実施
市民バス車庫	31	まちづくり課	S	H12	23	不要	不要
旧仙北農業共済組合北部支所	331	観光課	W	S57	41	不要	不要
佐藤家住宅	195	角館市民センター	W	S56	42	未実施	未実施
旧田沢湖高原スキー場管理棟	225	管財課	W	S36	62	未実施	未実施
田沢湖除雪車格納庫	101	建設課	S	H6	29	不要	不要
西明寺除雪センター	526	建設課	S	S63	35	不要	不要
漆原車庫	146	西木市民センター	S	S45	53	未実施	未実施
特別豪雪地帯克雪管理センター	422	桧木内出張所	RC	S51	47	未実施	未実施
上桧木内除雪センター	111	建設課	S	H10	25	不要	不要
旧田沢幼稚園	370	管財課	W	S63	35	不要	不要
旧田沢湖保健センター	525	管財課	RC	S58	40	不要	不要
旧国民健康保険田沢診療所	210	管財課	W	S54	44	未実施	未実施
旧中川集落センター	488	管財課	RC	S53	45	未実施	未実施
旧西木公民館	671	管財課	RC	S43	55	未実施	未実施
旧角館学校給食センター	494	管財課	S	S61	37	不要	不要
旧田沢湖学校給食センター	831	管財課	RC	H3	32	不要	不要
旧西木学校給食センター	370	管財課	S	H14	21	不要	不要
延床面積合計	6,312						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

30年～49年

②施設の現状

その他施設は18施設があります。

このうち14施設が建築後30年を経過しています。

③基本方針

倉庫及び車庫として使用している施設は、保有する公用車数の削減等と併せて除却していくことを前提とします。その他の施設で使用や貸与の予定がない施設については、除却の方向で進めます。

(2) 子育て支援施設

保育園

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
角館西保育園	360	子育て推進課	RC	S56	42	未実施	未実施
白岩小百合保育園	450	子育て推進課	RC	S55	43	未実施	未実施
中川保育園	300	子育て推進課	S	S57	41	不要	不要
延床面積合計	1,110						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	30年～49年
-------------------------	-------	---------

②施設の現状

保育園は3施設があり、すべての施設が建築後30年を経過しています。

③基本方針

保育園は、将来の乳幼児数の予測を踏まえ、地域の実情等を考慮した上で数量の最適化及び適正配置を推進します。

児童館

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
角館児童館	1,198	子育て推進課	RC	S55	43	未実施	未実施
武蔵野児童館	105	子育て推進課	W	S53	45	未実施	未実施
男坂児童館	66	子育て推進課	W	S55	43	未実施	未実施
先達野児童館	83	子育て推進課	W	S57	41	不要	不要
荒川尻児童館	66	子育て推進課	W	S55	43	未実施	未実施
延床面積合計	1,518						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	30年～49年
-------------------------	-------	---------

②施設の現状

児童館は5施設があり、すべての施設が建築後30年を経過しています。

③基本方針

児童館は、利用状況や地域の実情等を考慮した上で統廃合等による総量の縮減及び休園中の施設及び廃止する施設は除却を進めます。

(3) 保健・福祉施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
和みの家老いの国 (田町デｲｰﾌﾞｾﾝﾀｰ)	166	管財課	W	H12	23	不要	不要
福祉センター	773	社会福祉課	RC	S53	45	未実施	未実施
田沢湖デイサービスセンター	933	長寿支援課	RC	H6	29	実施済	不要
田沢湖健康増進センター	838	保健課	RC	H14	21	不要	不要
田沢湖老人憩いの家 老松荘	169	長寿支援課	W	S53	45	未実施	未実施
健康管理センター	670	保健課	S	H6	29	不要	不要
介護老人保健施設にしき園	2,999	にしき園	RC	H5	30	不要	不要
介護老人保健施設にしき園車庫	102	にしき園	S	H5	30	不要	不要
延床面積合計	6,650						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	30年～49年
-------------------------	-------	---------

②施設の現状

保健・福祉施設は8施設（グルーピングしている施設群は1つの施設として数えています。）があります。

このうち4施設が建築後30年を経過しています。

③基本方針

解体方針が決定した施設は、順次除却（解体撤去）します。高齢者福祉施設は高齢化に伴い需要の増加が見込まれますが、仙北市人口ビジョン別冊で令和7(2025)年以降は高齢者人口が減少に転じると推計されていることを踏まえ、民間事業者の参入状況等を考慮し、民営化・民間譲渡等も視野に適正な配置を推進します。

保健施設等は、必要な機能の維持及び地域の実情等を考慮した上で数量の最適化及び適正配置により、統廃合等を進めます。転用又は廃止等をする施設は除却を進めます。

(4) 医療施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
国民健康保険神代診療所	449	神代診療所	RC	H6	29	実施済	不要
西明寺診療所	370	保健課	W	H16	19	不要	不要
にしき歯科クリニック	203	保健課	W	H16	19	不要	不要
田沢湖歯科診療所	151	保健課	RC	H14	21	不要	不要
延床面積合計	1,173						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50 年以上

30 年～49 年

②施設の現状

医療施設は 4 施設（グルーピングしている施設群は 1 つの施設として数えています。）があります。

③基本方針

診療所については、県が策定する「秋田県地域医療構想」及び市が策定する「仙北市新公立病院改革プラン」に基づき施設の利用状況を勘案し、病院施設の利用も踏まえて、適正な配置を推進します。

(5) 農業施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
大覚野牧場	595	農業振興課	RC+S+W	S46	52	未実施	未実施
堆肥センター	2,999	農業振興課	S+W	H30	5	不要	不要
延床面積合計	3,594						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	30 年～49 年
-------------------------	--------	-----------

②施設の現状

農業施設は 2 施設（グルーピングしている施設群は 1 つの施設として数えています。）があります。このうち 1 施設が建築後 30 年を経過しています。

③基本方針

適切に維持管理していきます。

(6) 産業施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
角館中心市街地活性化支援センター	485	商工課	RC	S51	47	未実施	未実施
田沢湖活性化センター	2,303	田沢出張所	RC+S	S59	39	不要	不要
西木農林水産物直売食材供給施設 「むらっこ物産館」	198	農業振興課	W	H12	23	不要	不要
林業総合センター	257	農林整備課	W	H13	22	不要	不要
活性化施設「かたくり館」	438	農林整備課	W	H17	18	不要	不要
延床面積合計	3,681						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	30 年~49 年
-------------------------	--------	-----------

②施設の現状

産業施設は 5 施設（グルーピングしている施設群は 1 つの施設として数えています。）があります。

このうち 2 施設が建築後 30 年を経過しています。

③基本方針

産業施設は、必要性等を産業振興施設としての目的、利用状況及び機能等から総合的に判断し、計画的に長寿命化等を図ります。また併せて民営化等適切な運営を推進します。

老朽化などにより施設の機能維持が困難な施設は、廃止・除却等を進めます。

(7) 観光・レクリエーション施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
観光情報センター角館駅前蔵	282	観光課	W	H8	27	不要	不要
憩いの場角館スタシオン	132	観光課	W	H9	26	不要	不要
駅前ポケットパーク	110	観光課	W	H9	26	不要	不要
角館西宮家	1,045	商工課	W	H9	26	不要	不要
角館森林総合利用施設総合案内センター休息 所ほか	192	農林整備課	W	H1	34	不要	不要
花葉館	4,281	農林整備課	RC+SC +S+W	H8	27	不要	不要
田沢湖観光情報センター「フォレイク」	992	観光課	RC	H8	27	不要	不要
市民浴場東風の湯	441	保健課	W	H12	23	不要	不要
自然ふれあい温泉館	634	観光課	W	H18	17	不要	不要
工房の館	79	観光課	W	H16	19	不要	不要
縄文の森交流広場コテージ	85	観光課	W	H16	19	不要	不要
田沢湖畔管理事務所	93	観光課	W	S56	42	未実施	未実施
田沢湖畔管理事務所倉庫	53	観光課	W	S56	42	未実施	未実施
田沢湖キャンプ場管理棟ほか	180	観光課	W	S56	42	未実施	未実施
田沢湖キャンプ場バンガローほか(12棟)	260	観光課	W	S56	42	未実施	未実施
総合交流ターミナル施設事務所 (ハートハブ・ハブ館)	1,782	農業振興課	S	H9	26	不要	不要
総合交流ターミナル施設店舗 (ハートハブ・グラスハウス)	623	農業振興課	S	H9	26	不要	不要
田沢交流センター(ﾌﾞｰﾙ)	912	田沢出張所	RC	H4	31	不要	不要
田沢交流センター(ﾌﾞｰﾙ専用更衣室)	54	田沢出張所	CB	H4	31	不要	不要
西木温泉ふれあいプラザクリオン	4,110	長寿支援課	SRC+W	H1	34	不要	不要
紙風船館	498	上松木内出張所	W	H15	20	不要	不要
かたまえ山森林公園管理事務所ほか	256	農林整備課	W	S56	42	未実施	未実施
かたまえ山森林公園コテージ(9棟)	374	農林整備課	W	H4	31	不要	不要

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
かたまえ山森林公園バンガロー (6 棟)	119	農林整備課	W	H12	23	不要	不要
西木森林学習交流館「森の学校」	358	農林整備課	S	H14	21	不要	不要
思い出の潟分校	656	まちづくり課	W	S27	71	未実施	未実施
田沢湖クニマス未来館	687	まちづくり課	W	H29	6	不要	不要
延床面積合計	19,288						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	30 年～49 年
-------------------------	--------	-----------

②施設の現状

観光・レクリエーション施設は 27 施設（グルーピングしている施設群は 1 つの施設として数えています。）があります。

このうち 11 施設が建築後 30 年を経過しています。

③基本方針

観光・レクリエーション施設は、適切な維持管理により利用者の安全を確保するとともに、指定管理者制度と併せて多様化する利用者ニーズに柔軟に対応し利用向上を図ります。また、利用率が低く、市が保有する必然性が認められない施設については、譲渡を前提とする民営化等適切な運営を推進します。

(8) 市営住宅

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
角館東会館	100	建設課	W	S55	43	未実施	未実施
田中住宅(7棟)	219	建設課	W	S37	61	実施済	未実施
菅沢住宅(6棟)	6,141	建設課	RC	S53	45	実施済	不要
さくらぎの里(11棟)	2,268	建設課	W	H8	27	不要	不要
さくらぎの里集会所	69	建設課	W	H8	27	不要	不要
岩瀬住宅(6棟)	1,423	建設課	W	S45	53	実施済	未実施
神代団地住宅(4棟)	252	建設課	W	S62	36	不要	不要
武蔵野中央団地(10棟)	551	建設課	W	H9	26	不要	不要
武蔵野団地(11棟)	384	建設課	W	S35	63	未実施	未実施
武蔵野団地(長屋建1棟)	256	建設課	W	S52	46	未実施	未実施
公園南1号団地住宅(4棟)	536	建設課	W	H19	16	不要	不要
公園南団地(1棟)	851	建設課	RC	S61	37	不要	不要
玉川住宅(2棟)	108	建設課	W	S31	67	実施済	未実施
ニュータウン塚野腰(17棟)	2,872	建設課	W	H11	24	不要	不要
ニュータウン塚野腰集会所	70	建設課	W	H11	24	不要	不要
松葉住宅(2棟)	544	建設課	W	H17	18	不要	不要
延床面積合計	16,644						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

30年～49年

②施設の現状

市営住宅は16施設(グルーピングしている施設群は1つの施設として数えています。)があります。このうち9施設が建築後30年を経過しています。

③基本方針

人口の減少の見通しを踏まえ、統廃合、更新、数量の適正化等、市営住宅の適切な配置と民間活力の導入も併せて適切な運営を推進します。

(9) 公園

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
桧木内川河川公園管理棟	122	建設課	W	H14	21	不要	不要
角館駅東公園多目的トイレ	14	建設課	RC	H20	15	不要	不要
桜並木駐車場管理棟	4	観光課	W	H16	19	不要	不要
姫塚公園公衆便所	69	観光課	W	H7	28	不要	不要
生保内公園管理棟ほか	290	建設課	RC+W	S60	38	不要	不要
柏山墓地公園管理棟	17	市民生活課	W	S60	38	不要	不要
小先達河川砂防ダム公園トイレ	48	建設課	CB	H7	28	不要	不要
茶立の清水農村広場（公衆便所）	61	農林整備課	W	H8	27	不要	不要
太田農村公園便所	15	農林整備課	W	H13	22	不要	不要
蓮池農村公園便所	26	農林整備課	W	H13	22	不要	不要
小松農村広場便所	20	農林整備課	W	S62	36	不要	不要
大沼公園管理棟	89	農林整備課	W	H6	29	不要	不要
大沼公園ポンプ管理棟ほか	37	農林整備課	W	S53	45	未実施	未実施
憩の森農村広場公衆便所ほか	10	農林整備課	CB	H29	6	不要	不要
林内作業所（瀉尻）便所 （かたまえ山森林公園内）	27	農林整備課	W	H12	23	不要	不要
旭山農村公園公衆便所	5	農林整備課	W	H2	33	不要	不要
荒町農村公園公衆便所	6	農林整備課	W	H2	33	不要	不要
玉川河川公園公衆便所	29	スポーツ振興課	W	H22	13	不要	不要
延床面積合計	889						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50 年以上

30 年～49 年

②施設の現状

公園は 18 施設（グルーピングしている施設群は 1 つの施設として数えています。）があります。
このうち 6 施設が建築後 30 年を経過しています。

③基本方針

利用度が低い施設は、除却を進めます。

(10) 学校教育施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
角館小学校校舎	6,687	学校教育課	RC	H18	17	実施済	不要
角館小学校体育館	1,306	学校教育課	RC	H18	17	実施済	不要
角館小学校プール	704	学校教育課	RC	S51	47	不要	不要
白岩小学校校舎	2,296	学校教育課	RC	H7	28	実施済	不要
白岩小学校体育館	1,047	学校教育課	RC	H7	28	実施済	不要
白岩小学校プール	497	学校教育課	RC	S53	45	不要	不要
生保内小学校校舎	4,640	学校教育課	RC+W	S50	48	実施済	不要
生保内小学校体育館	1,102	学校教育課	S	S53	45	実施済	実施済
生保内小学校プール	1,210	学校教育課	RC	H8	27	不要	不要
神代小学校校舎	3,773	学校教育課	RC	H21	14	実施済	不要
神代小学校体育館	884	学校教育課	RC	H21	14	実施済	不要
神代小学校プール	720	学校教育課	RC	H2	33	不要	不要
西明寺小学校校舎	3,584	学校教育課	W	H16	19	実施済	不要
西明寺小学校体育館	1,096	学校教育課	SRC	S62	36	実施済	不要
西明寺小学校プール	1,100	学校教育課	RC	S51	47	不要	不要
桧木内小学校校舎	2,780	学校教育課	RC	H7	28	実施済	不要
桧木内小学校体育館	1,036	学校教育課	RC	H7	28	実施済	不要
桧木内小学校プール	678	学校教育課	RC	S51	47	不要	不要
角館中学校校舎	6,489	学校教育課	RC	S59	39	実施済	不要
角館中学校体育館	2,227	学校教育課	S	S60	38	実施済	不要
生保内中学校校舎	3,847	学校教育課	RC	S60	38	実施済	不要
生保内中学校体育館	1,027	学校教育課	S	S58	40	実施済	不要
生保内中学校プール	890	学校教育課	RC	H6	29	不要	不要
神代中学校校舎	3,055	学校教育課	RC	S51	47	実施済	実施済
神代中学校体育館	1,027	学校教育課	S	S54	44	実施済	実施済
西明寺中学校校舎	2,638	学校教育課	RC	S55	43	実施済	不要

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
西明寺中学校体育館	700	学校教育課	S	S55	43	実施済	実施済
桧木内中学校校舎	2,035	学校教育課	RC	S56	42	実施済	不要
桧木内中学校体育館	675	学校教育課	S	S56	42	実施済	実施済
上桧木内スクールバス車庫	76	学校教育課	W	H16	19	不要	不要
桧木内スクールバス車庫	70	学校教育課	S	H10	25	不要	不要
総合給食センター	1,899	総合給食センター	S	RI	4	不要	不要
延床面積合計	61,795						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	30 年～49 年
-------------------------	--------	-----------

②施設の現状

学校教育施設は 32 施設（グルーピングしている施設群は 1 つの施設として数えています。）があります。

このうち 18 施設が建築後 30 年を経過しています。

③基本方針

学校教育施設は計画的な修繕や改修に取り組みます。また将来の児童生徒数の予測を踏まえ、本市の学校教育方針や地域の実情等を考慮した上で、小学校・中学校の適正規模・適正配置を推進し、将来に持続可能で子どもの学びや成長にとって望ましい教育環境施設を整えます。

総合給食センターは、計画的かつ適切な維持管理をします。

(11) 文化施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
角館交流センター	1,837	角館市民センター	W	S63	35	不要	不要
角館東地区公民館	4,678	角館公民館	RC	S54	44	実施済	未実施
勤労青少年ホーム	726	生涯学習課	S	S57	41	不要	不要
西長野交流センター	2,868	角館市民センター	RC	H3	32	不要	不要
下延コミュニティセンター	505	角館市民センター	W	H1	34	不要	不要
八割コミュニティセンター	185	角館市民センター	W	H8	27	不要	不要
西木コミュニティセンター	501	西木市民センター	RC	S59	39	不要	不要
外町交流広場	145	商工課	W	H20	15	不要	不要
雲沢集落センター	581	農業振興課	RC	S59	39	不要	不要
白岩集落センター	464	農業振興課	RC	S50	48	未実施	未実施
旧白岩駐在所	95	管財課	W	S42	56	未実施	未実施
就業改善センター	1,014	農業振興課	RC	S53	45	未実施	未実施
田沢湖総合開発センター	1,452	管財課	RC	S49	49	実施済	未実施
市民会館	2,803	市民会館	RC	S55	43	実施済	実施済
旧田沢地区コミュニティホーム	485	管財課	S	S49	49	未実施	未実施
田沢交流センター	1,973	田沢出張所	RC+S	S54	44	未実施	未実施
田沢出張所車庫(兼消防ポンプ置場)	46	田沢出張所	W	H16	19	不要	不要
西木総合開発センター	905	西木市民センター	RC	S50	48	実施済	不要
桧木内地区公民館	529	中央公民館	RC	S43	55	未実施	未実施
多世代交流施設山鳩館	1,701	長寿支援課	W	S42	56	未実施	未実施
中川コミュニティセンター (旧中川小学校校舎)	2,025	角館市民センター	RC	H5	30	不要	不要
中川コミュニティセンター 体育館	1,025	角館市民センター	RC	H5	30	不要	不要
旧中川小学校プール	494	角館市民センター	RC	S54	44	不要	不要
延床面積合計	27,037						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50 年以上

30 年～49 年

②施設の現状

文化施設は 23 施設があります。

このうち 20 施設が建築後 30 年を経過しています。

③基本方針

利用率の低い施設は、用途転用や売却、施設の廃止等をします。集会施設は、各地区における市民活動の拠点として地域の実情を勘案して必要な機能の確保を図ります。

(12) 社会教育施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
総合情報センター	3,034	総合情報センタ ー	RC	H12	23	不要	不要
角館工芸指導所	612	商工課	S	S56	42	未実施	未実施
角館樺細工伝承館	2,349	角館樺細工伝承 館	RC	S53	45	未実施	未実施
角館伝統的建造物群保存地区管理 事務所	162	文化財課	W	S56	42	未実施	未実施
旧石黒(恵)家	224	文化財課	W	S10	88	未実施	未実施
旧岡田家	423	文化財課	W	S33	65	未実施	未実施
角館町平福記念美術館	1,451	角館町平福記念 美術館	RC	S63	35	不要	不要
田沢湖図書館	756	田沢湖図書館	RC	S56	42	不要	不要
山の幸資料館	469	農林整備課	W	H1	34	不要	不要
延床面積合計	9,480						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	30年~49年
-------------------------	-------	---------

②施設の現状

社会教育施設は9施設（グルーピングしている施設群は1つの施設として数えています。）があります。

このうち8施設が建築後30年を経過しています。

③基本方針

歴史的建造物は計画的な修繕や長寿命化に取り組みます。図書館、資料館等は、市民サービスの質を大きく低下させることがない統廃合等の可能性を模索し、民間活力を活かした運営手法（PPP／PFI等）の導入の可能性を探るなど適切な運営を推進します。

角館樺細工伝承館は、将来的に保存対象とするか伝承施設として機能を統合施設へ移転するかどうか協議し、適切な運営を推進します。

山の幸資料館については、展示物の移動先等が決定した後、除却の方向で進めます。

(13) 運動施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築年度	経過年数	耐震診断	耐震補強
落合運動公園落合野球場	18,412	建設課	RC	H9	26	不要	不要
武家屋敷小野崎家・武道館	1,363	角館公民館	W	H12	23	不要	不要
雲然野球場	(注) 13,303	スポーツ振興課	—	S61	37	不要	不要
雲然トレーニングセンター	947	農業振興課	SC	S61	37	不要	不要
生保内公園野球場	16,000	建設課	RC+CB	S52	46	不要	不要
生保内市民体育館	1,387	スポーツ振興課	S	S42	56	未実施	未実施
生保内武道館	497	スポーツ振興課	S	S51	47	未実施	未実施
田沢交流センター(屋内運動場)	810	田沢出張所	S	H4	31	不要	不要
田沢市民体育館	1,147	スポーツ振興課	S	S55	43	未実施	未実施
神代武道館	456	スポーツ振興課	S	S57	41	不要	不要
神代市民体育館	1,232	スポーツ振興課	S	S49	49	実施済	未実施
西明寺野球場(袖野球場)	(注) 10,492	スポーツ振興課	—	S61	37	不要	不要
西木総合健康増進センター(吉田球場)	(注) 17,874	スポーツ振興課	—	S57	41	不要	不要
西木総合健康増進センター(吉田体育館)	1,791	スポーツ振興課	S	S56	42	未実施	未実施
西木コミュニティセンター体育館	586	西木市民センター	W	S59	39	不要	不要
旧上桧木内小学校	1,717	上桧木内出張所	RC	S53	45	実施済	未実施
延床面積合計	46,345						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

30年～49年

(注) 雲然野球場、西明寺野球場(袖野球場)、西木総合健康増進センター(吉田球場)の面積は主にグラウンド部分に係るものであり延床面積の合計に算入していません。

②施設の現状

運動施設は16施設（グルーピングしている施設群は1つの施設として数えています。）があります。

このうち14施設（雲然野球場、西明寺野球場、吉田球場を除いています。）が建築後30年を経過しています。

③基本方針

運動施設は、利用状況や施設配置のバランスなどを総合的に勘案し、集約や統廃合を推進し、特に体育館は、施設の集約による効率化を目指し不要となった施設については除却を進めます。

(14) その他公共施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
武家屋敷通りポケットパーク 公衆 トイレ	87	観光課	W	H9	26	不要	不要
桜並木ポケットパーク公衆トイレ	42	観光課	W	H16	19	不要	不要
清せい館	21	観光課	W	H7	28	不要	不要
生保内川癒しの溪流公衆トイレ	17	建設課	W	H21	14	不要	不要
田沢湖斎場	175	市民生活課	W	H11	24	不要	不要
医師住宅	195	保健課	W	H12	23	不要	不要
大沢公衆便所	18	観光課	RC+W	H7	28	不要	不要
戸瀬地区屋外便所	25	まちづくり課	W	H2	33	不要	不要
ふるさと会館（長者館）	333	まちづくり課	W	H1	34	不要	不要
秋田内陸線西明寺駅便所	4	まちづくり課	W	H7	28	不要	不要
秋田内陸線松葉駅便所	4	まちづくり課	W	H7	28	不要	不要
秋田内陸線上桧木内駅便所	4	まちづくり課	W	H7	28	不要	不要
羽後太田駅前自転車置場	31	管財課	W	S59	39	不要	不要
プレハブ車庫	17	桧木内出張所	S	S57	41	不要	不要
旧西明寺診療所	185	保健課	W	H1	34	不要	不要
旧市立角館総合病院	14,444	管財課	RC	S45	53	未実施	未実施
延床面積合計	15,602						

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	30 年～49 年
-------------------------	--------	-----------

②施設の現状

その他公共施設は 16 施設（グルーピングしている施設群は 1 つの施設として数えています。）があります。

このうち 6 施設が建築後 30 年を経過しています。

③基本方針

その他の施設は、利用状況、機能及び必要性等を考慮し数量及び配置の最適化と併せて施設の長寿命化、転用、統廃合等を推進します。

2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 道路・橋りょう

① 施設概要

施設分類	施設数		延長等	
	H28(2016).3.31	R5(2023).3.31	H28(2016).3.31	R5(2023).3.31
道路	1,725 路線	1,736 路線	実延長 約 884,718m 総面積 約 4,700,885 m ²	実延長 約 886,843m 総面積 約 4,740,043 m ²
橋りょう	564 橋	533 橋	総延長 約 7,814m 総面積 約 42,369 m ²	総延長 約 7,729m 総面積 約 42,420 m ²

② 施設の現状

令和5(2023)年3月31日現在の道路の実延長は約 886,843m で総面積は約 4,740,043 m²となっています。

令和5(2023)年3月31日現在の橋りょうの総延長は、約 7,729mで、総面積は、約 42,420 m²となっています。

③ 維持管理の基本方針

1. 道路・橋りょう

道路は、緊急性や重要性等を勘案して整備等を行います。既存の市道については、地域及び沿道等の利用状況等を踏まえて長寿命化等を図ります。維持管理については、トータルコストの縮減を目指して、道路利用者の安全が確保されるよう計画的に予防保全等を行います。

橋りょうは、令和5(2023)年3月に策定した仙北市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、施設の定期的な点検を実施し、健全性を評価し緊急性や重要性等を勘案して計画的に予防保全を実施し長寿命化を図るとともに、道路利用者の安全確保等に努めます。

2. 河川

河川は、計画的に定期点検を実施し施設の維持・更新を推進します。施設の重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ります。

3. その他インフラ施設

その他のインフラ施設は、適切な維持管理を行っていくために定期的な点検を実施し、計画的に予防保全を実施して長寿命化を図るなどし、適正な維持管理及びトータルコストの最小化に努めます。

- ・ 構造物（舗装、付帯設備等）ごとに、定期的に点検・診断を実施します。

3. 企業会計施設の管理に関する基本的な方針

(1) 上水道施設

①施設概要

施設分類		延長等 H28(2016).3.31	延長等 R5(2023).3.31
上水道施設	配水管	総延長 約 110,361m	総延長 約 333,608m
	導水管	総延長 約 15,778m	総延長 約 39,893m
	送水管	総延長 約 2,933m	総延長 約 9,121m

※総延長について・・・平成28(2016)年3月31日数値は、水道事業のみの数値としていましたが、令和5(2023)年3月31日数値は、平成29(2017)年4月1日、統合後の水道事業(旧簡易水道事業を含む)の延長を合算した上水道施設のすべての総延長としています。

②施設の現状

令和5(2023)年3月31日現在の配水管の総延長は約333,608m、導水管の総延長は約39,893m、送水管の総延長は約9,121mとなっています。

※本計画においては、上水道施設は管渠のみを対象施設とします。

③基本方針

水道水を安定的に供給するためアセットマネジメントに取り組み、経営の健全化を図りながら、定期的な点検等の実施による予防保全等、計画的な施設管理を図ります。施設の更新については、将来の人口減少等による需要の減少を考慮してダウンサイジング等により、計画的に進め、トータルコストの縮減に努めます。

なお、他団体との広域連携の可能性を探ります。

(2) 下水道施設

①施設概要

施設分類		延長等 H28(2016).3.31	延長等 R5(2023).3.31
下水道施設	下水管	総延長 約 99,813m	総延長 約 197,969m

②施設の現状

令和 5(2023)年 3 月 31 日現在の下水管の総延長は約 197,969m となっています。

※本計画においては、下水道施設は管渠のみを対象施設とします。

※総延長について・・・平成 28(2016)年 3 月 31 日数値は、公共下水道事業のみの数値としていましたが、令和 5(2023)年 3 月 31 日数値は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水事業の延長を合算した下水道施設のすべての総延長としています。

③基本方針

下水道施設は、管渠施設の状態を健全に保つために定期的な点検等を実施し、予防保全等、計画的な施設管理を図ります。また、未普及地域の解消を図るため集落排水施設、浄化槽施設等と併せて施設整備等を計画的に進めることによりトータルコストの縮減に努めます。

(3) 医療系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
市立角館総合病院	16,034	角館総合病院	RC	H29	6	不要	不要
市立田沢湖病院	6,157	田沢湖病院	RC	H15	20	不要	不要
医師住宅 (5 棟)	645	角館総合病院	W	S55	43	未実施	未実施
医師住宅	107	田沢湖病院	W	S55	43	未実施	未実施
延床面積合計	22,943						

※経過年数により次のおり色分けをしています。	50 年以上	30 年～49 年
------------------------	--------	-----------

②施設の現状

医療系施設は 4 施設（グルーピングしている施設群は 1 つの施設として数えています。）があります。

このうち 2 施設が建築後 30 年を経過しています。

③基本方針

市立病院は、地域医療の中核施設として良質な医療サービスを提供できるよう引き続き経営成績・財政状態の改善に努めるとともに、計画的な修繕や長寿命化等を図ります。

4. 土地の管理に関する基本的な方針

施設整備に必要な土地の確保に当たっては、道路、河川、公園など代替ができないものを除き、原則として新たな取得は行わず、未利用地や施設の統合・整理により発生する土地を活用することで確保します。新たに用地を取得する場合であっても、未利用地の交換や代替処分などによる有効活用を進めます。

所有している未利用地のうち、他事業での活用の可能性がない土地は、面積、形状、周辺の土地利用状況を考慮して積極的に処分します。他事業での活用が検討されている土地であっても、事業に支障のない範囲で有効活用を進めます。

施設の統合・整理により発生する用地については、当初の取得や利用の経緯、周辺の土地利用状況など、地域の特性や将来の利用可能性など中長期的な視点及び保持・活用のための経費なども考慮し、処分を含め最適な活用方法で進めます。

第5章

今後の取り組み

- ▶ 1. 全体を通しての課題と取り組みの方向性

1. 全体を通しての課題と取り組みの方向性

(1) 施設の保有量についての課題

公共施設の総床面積は、236,715 m²となっており市民1人当たりに換算すると、1人当たり約9.62 m²（2020年国勢調査人口、24,610人で算出）となり、全国平均に比べ約3倍の面積を保有していることとなります。（全国平均値は3.22 m²/人）

※公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果
平成24年3月 総務省自治財政局財務調査課から

市民1人当たりの施設面積が非常に多く、それだけ維持管理費用がかかるといえるため、施設総量の適正化を図ります。

今後も人口減少が現状のまま推移した場合、学校教育施設や文化施設等を中心に、既存の公共建築物を介して提供している公共サービスに対する需要が低下し、需要と供給のバランスの不均衡が拡大する恐れがあります。

予算・職員等の限りある行政の経営資源をより無駄なく最適に配分し、公共サービスの質を維持・向上させるには、機能の確保・充実に重点を置き、既存の公共建築物で行政がサービスを提供し続ける必要性を適切に検証する必要があります。そのために、真に必要な施設とサービスに集中し、限られた財源・資源を効率的に活用することで、最大の効果が得られるよう推進していきます。

(2) 財政の動向からみた公共施設等の課題

少子高齢化の進展に伴い、今後更に社会保障関係経費が増加する等、財政面の制約が強まることによって、道路や橋りょう等のインフラを含めた既存の公共施設等の機能を適正に保つために必要な建て替え、大規模改修等に投じる財源が不足する事態に陥る可能性があります。

財政を取り巻く環境が劇的に好転することが期待しづらい中、公共施設等の維持管理・運営にかかる経費（ランニングコスト）を軽減するには、建て替えや大規模改修等に合わせた公共建築物の複合化・多機能化や用途変更、民間活力を活かした施設運営の維持・拡充など、市全体として多角的かつ横断的に不断の改善・改革に取り組む必要があります。

(3) インフラ施設の整備に関する今後の考え方

インフラ施設は、原則として既存の施設を維持することを前提とします。施設類型ごとに整備状況や老朽化の度合いなどを基に、長寿命化を基本として管理の方向性を検討する必要があります。そこで、社会情勢やニーズを捉え財政状況を加味しながら中長期的な視点をもって必要な施設の整備を行います。

なお、本市の上下水道及び温泉事業会計は、原則として独立採算を前提として経営しているため、健全な経営が行えるよう計画的に整備を進めていきます。

(4) 今後の取り組み

今年度改訂の本計画を基準に、今後の方向性を踏まえ、まちづくりを行います。

まちづくりの更なる発展を目指し、市民の意見を取り入れながら、本計画と「第2次仙北市総合計画」との整合を図り、別途策定した個別施設の維持・修繕・更新・統廃合などの最適配置を進めます。

仙北市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 策定

令和 6 年 3 月 改訂

発 行：仙北市総務部管財課

住 所：〒014-1298

秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30

T E L：0187-43-1114（管財課）

F A X：0187-43-1300